非常時優先業務抽出調査シート

											.W/ Ad				O				②目標の記	设定						
								_			業務洗				①業務:	洗い出し		1	目標の設定		目標設定の理由	非常時	優先業績	務の分類 	目標	
番	し 対 号 本	泛害 対策 不名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防編	5災計画     章	業務種別		執 半田消防署	その他	業務活動(業務のプロセス)	業務 依存先	業務提供先	視点	着手時間	目標レベル (目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
1	総和	<b>务部</b>	庶務班	総務部	防災交 通課	応急復 旧業務	気象情報等の伝達に関すること。	3	3	直接執行				各種の内容を迅速・確実に伝達し、被害の拡大防止を図る。	関係部局 業者	関係部 局	市民等・財産・財産護	(中断が 許されな		1時間以内	人心の安定や被害の 拡大防止が図れない 恐れがある。	市の命体を護	救援	避難支援	無	通常業務併用
2	総系	<b>務部</b>	庶務班	総務部	防災交通課	応急復 旧業務	災害救助法に基づ く清算事務の統括 に関すること。	3	3 1	直接執行	0			災害救助法第30条及び第44 条に基づき繰替弁償した費用 の情報を収集し、知事へ報告 する。	関係部局	関係部 局関係団体	法令遵守	2週間以 内		1ヶ月以 内		市の命体産護等・・の	市民生 活の維 持	各種手 当等の 支給	無	
3	総和	<b>答部</b> 】	庶務班		防災交通課	応急復 旧業務	災害対策本部の庶 務に関すること。	Ę 3	1	直接執行	0			災害対策基本法第23条に基づき、災害が発生した又は発生するおそれがある場合に地域防災計画の定めるところにより、本部を設置し、情報共有等を行い、各対策を講ずる。	局	関係部 局	市の身産護	(中断が 許されな	迅速な支援体制を	(中断が	災害や被害状況等が 判明出来ず、支援等 が遅れる恐れがあ る。	続に必	策本部 の設	災害対 策本運営	有	通常業務併用
4	総系	<b>答部</b>	庶務班	総務部	防災交通課	応急復 旧業務	本部員会議の庶務に関すること。	3	1	直接執行	0			部員会議を開催する。	関係部局 消防団		市民等・財産の身産護	0時間 (中断が 許されな い)	災害対策本部員 を招集し、指揮命 令系統を確立する ため、本部員会議 を開催する。	1時間以内	災害や被害状況等の 把握が遅れ、災害対 応に支障をきたす恐 れがある。	業務継 続 実 な な 能 確 保	災害対部 次策の置 ・運 営	災害対 策本部 の運営	有	発災後、1時間以内には、第1回 災害対策本部員会議を開催す る。
5	総系	<b>務部</b>	庶務班	総務部	<b>防災交</b> 通課	応急復 旧業務	非常配備体制に関すること。	3	1	直接執行	0			被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の 迅速且つ強力な推進を図るため、体制を整える。	局		市の身産護	許されな	的確な支援体制を	0時間 (中断が 許されな い)	災害や被害状況等が 判明出来ず、支援等 が遅れる恐れがあ る。	業続要勢保 (保	の設	災害対 策本部 の運営	有	

Г											AUL 76- ML				(A) All 25-	N			②目標の	 設定		-11144	. 15 th alt a	t - 1 1/1		
								1			業務洗			T	① 業務	洗い出し 			目標の設定	1	目標設定の理由	- 非常時	優先業務	の分類	目標達成	
通番	し 対 :号 本	害  策  策部  3名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	編編		業務種別	半 田 病院	, I KE	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務依存先	業務提供先	視点	着手 時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	のための	備考(特定の状況等)
6	総務	务部	庶務班	総務部			各部との連絡調整 に関すること。	¥ 3	1	内部管 理	0			災害対策基本法第23条に基づき、災害が発生した又は発生するおそれがある場合に地域防災計画の定めるところにより、本部を設置し、情報共有等を行い、各対策を講ずる。	局	関係団 体	の生命 身体 財	(中断が 許されな	災害の状況判断 を行い、迅速且つ 的確な支援体制を 整える。	0時間 (中断が 許されな い)	災害や被害状況等が 判明出来ず、支援等 が遅れる恐れがあ る。	業続要勢保 終心態確	策本部 の設	災害本運営		災害対策本部員会議との併用可 能
7	総務	务部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復 旧業務	防災会議の庶務に 関すること。	3	1	直接執行	0			第17条に基づき 防災会議委員により、災害対策に関する計画、情報収集、災害応急対応	局	局 消防団	の生命 身体 財	(中断が許されな	防災会議委員から、当該災害に関する情報の収集を 行う。	内	び害や被害状況等が 判明出来ず、支援等 が遅れる恐れがあ る。	業務継 続になり の保 保	策本部 の設	被害情報の以集報・広報	無	通常業務併用
8	総務	务部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復旧業務	自主防災会との連絡に関すること。	3	1	直接執行	0			応急対策の推進を図る自主防 災会の活動体制を確立し、そ の対応を講じる。	関係団 体		の生命 身体 財	l許されな	災害時に当たって は、応急対策活動 が円滑に実施でき る体制を整える。	1時間以 内	災害対策活動(共助) が円滑に実施できな い恐れがある。	業続要勢保 の態確	の設	被害情収集報	<b>#</b>	
9	総務	务部	庶務班	総務部	防災交	応旧 業務	災害救助法発動のための被害認定に関すること。	3	1	直接執行	0			災害救助法の適用に関する被害状況を迅速且つ的確に情報収集及び報告する。	局	関係部 局 関係団 体	守	(中断が許されない)	且つ迅速に情報 収集できるよう、 非常の際の通信 手段を確保する。	(中断が許されない)		業続要勢の 保	策本部	被害情収 無報 報	無	
10	総務	务部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復 旧業務	自衛隊・県職員等 の派遣要請に関す ること。	3	1	整整	0			単一の防災関係機関のみでは 応急対策活動に対処しきれない状況が発生した場合、応急 対策活動を円滑に実施する。 災害対策活動を有効適切に実 施し、社会秩序の維持と公共 の福祉の確保を図る。	自衛隊関係団体		身体 財	許されな	災害時に当たっ て、応急対策活動 が円滑に実施でき る体制を整える。	許されな	災害対策活動が円滑 に実施できない恐れ がある。	続に必	策本部 の設	涉外対 応	無	

											# 7/2 가		<b>→₩</b> ₹₩ ₹₩	# 1 × 11 1 1			②目標の認	 设定		-11-245 n+	· 盾 牛 米 3	カハギ		
								111. 1-1. 174	-/// =1 <del></del>	1	業務洗い出し	T	①業務流	たい出し		E	目標の設定		目標設定の理由	非吊時	優先業務	の分類 T	目標達成	
通番	配 対	災害 対策 本部名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域的	5災計画     章	業務種別	執務場所 半田田消 その他院院 署	- 業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	たの題有無	備考(特定の状況等)
1 1	100	務部	庶務班		防災交 通課	応急復 旧業務	関係機関との連携に関すること。	3	1	連絡調整		応急対策の推進を図る関係機関の活動体制を確立し、その対応を講じる。	関係部 局 係団 体		の生命 身体 財	許されな	が円滑に実施でき	(中断が	災害対策活動が円滑 に実施できない恐れ がある。	続に必	策本部 の設	涉外対 応	無	
12		務部	庶務班		防災交通課	旧業務	高度情報通信ネットワークの運用に関すること。	3	2	連絡調整	〇 現地	半田市地域防災計画及び半田市国民保護計画に基づく災害対策に係る情報伝達等を迅速かつ的確に行うため、防災行政無線の適正な運用を行う。	職業者	業務提供先	身体 財	許されな い)	且つ迅速に情報 収集できるよ <b>う</b> 、	(中断が	恐れがある。	続に必	情報シ ステム	高報ネワの維持	<b>無</b>	
13	総:	務部	庶務班			応急復 旧業務	防災無線の運用に 関すること。	3	2	整整	現地	半田市地域防災計画及び半田市国民保護計画に基づく災害 市国民保護計画に基づく災害 対策に係る情報伝達等を迅速 かつ的確に行うため、防災行 政無線の適正な運用を行う。	業者	提供先	の生命 身体 財	(中断が 許されな い)	且つ迅速に情報 収集できるよ <b>う</b> 、	(中断が	恐れがある。	続に必 要な態	情報シ ステム	その他シムの確保	無	
1 4		務部	庶務班	総務部	防災交通課	応急復 旧業務	防災無線の運用に 関すること。	3	2	連絡調整	現地	半田市地域防災計画及び半田市国民保護計画に基づく災害 市国民保護計画に基づく災害 対策に係る情報伝達等を迅速 かつ的確に行うため、防災行 政無線の適正な運用を行う。	局 関係団	局 関係団	の生命 身体 財	(中断が 許されな い)	且つ迅速に情報 収集できるよ <b>う</b> 、	<ul><li>(中断が 許されな</li></ul>	災害情報の提供や被害の状況把握の遅延 は、被害の拡大に繋 がることとなる。	続に必	情報シ ステム	ステム	有	通常業務併用
15		務部	財政班	総務部	財政課	通常業 務	予算の調製及び執 行に関すること。	3	1	計画立 案	0	①当課が、翌年度の予算編成 方針の決定や、各課から提出 された予算要求書を基に査定 を行い、市長査定を経て、新年 度や補正の予算書を作成す る。 ②当課が、年度中の適正な予 算執行を実施できるよう指導す るともに、決算統計等の提出 書類を作成する。	局 関係部	関係部 局 関係部 局		内		1週間以 内	早急な災害対策や災害復旧に支障をきた す恐れがある。	続に必	組織機	予決係の維 算算部機 が持	<b>無</b>	

Г										<u> </u>	業務洗い出し		1	M-rydri			②目標の認	<b>设定</b>		北兴吐	盾件类型	7 A / 145		
								111-1-1-174	-/// =1 ==				①耒務:	洗い出し 		I I	目標の設定		目標設定の理由	非吊吁	優先業務	のが知	目標達成	
番	通し : 番号 :	災害 対策 本部名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	編	5災計画     章	業務種別	執務場所	業務活動 (業務のプロセス)	業務依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル (目標とする状況)		「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	たの題有無	備考(特定の状況等)
10		務部	財政班	総務部	財政課	通常 務	公用車の管理に関すること。	3	1	内部管 理		共用自動車として一括管理することで車両台数の適正化を 図る。		局	市民等・ の身体・ はの保 で 護	内内		内	建物等の倒壊、道路 の陥没、ガソリンの調 達が出来ないなどに より被災者の支援や 円滑な支援物資の搬 送が出来なくなる恐 れがある。	続に必 要な態 勢の確	施設の	庁施管機持 ・の・維 持	無	
1		務部	被害調查班	総務部	税務課	旧業務	り災台帳の作成に 関すること り災証明の発行に 関すること	3	16	その他		被災者生活再建支援金や災害 復興住宅融資などの被災者支 援制度の適用を受けたり、損害 保険の請求などを行う際に必 要となるり災証明書を発行す る。 り災証明書の発行のため、被 害の程度を認定する。	NTT西		市民等・財産の場合の場合では、	1週間以		内	被災者が被災者生活 再建支援会などの被 興住宅融資なの適保 災受けたり、損害を の請求にしま す恐れがある。	の生 命・身 体・財 産の保	被災者支援	り災証明	有	
1:	8		被害調	総務部	税務課収納課	旧業務	被害状況調査及び報告に関すること被害状況に関する医長との連絡に関すること	3	3	連絡調整		災害現地の実態について自治 会組織の協力を得て、総務部 被害調査班を中心に災害調査 班を編成して被害状況の調査 をする。	自治会組織	自治会組織	その他	内	家屋等の災害状況を把握し報告する。	1週間以 内	基大な被害が生じた 場合、被害が光況の把 場合、被害状況の把 握に相当の時間を要 すことになるため、り 災証明の交付及び減 免手続きの開始は遅 れることになる。	体・財 産の保	被災者	り災証明	有	
15		務部	記録班	総務部	総務課	応急 (旧業務)	庁内管理に関すること。			内部管理		庁舎の被災状況の把握、来庁 している市民の安全確保すると ともに、一時避難者の受入体 制の整備を図る。	局 業者	関係部 局	の生命 身体 財	(中断が 許されな い)		1時間以 内	ケガ人の緊急搬送の 手配や来庁者、一時 避難者の安全を確保 するための避難誘導 を行う。	の生 命・身	救援	避難支援		・津波襲来の危険性がある場合、庁舎に防潮板を設置する。 ・給水が絶たれた場合、災害用トイレの設置等を行う。
20		務部	記録班	総務部	総務課	旧業務	各部班の被害状況の収集・報告に関すること。 災害の処置状況の記録に関すること。 災害が無難を がま対策本部の記録に関すること。 録に関すること。		3	内部管 理		災害対策本部へ届けられる各部からの報告事項の整理及び取りまとめを行う。 各部からの報告に対する災害対策本部の措置内容を整理する。	関係部		市民等の身産護		市民等の生命・財産の保護に必及び整理を報して、場合は、人員的に会談のは、人員のに会談があればるをでいた。時間があたればを変し、記録について、記録についても行う。		市民等の救出救護に必要とされる期限は1日と言われており、これに関する情報収集のみに特化して取り組む。その他の情報の整理、記録について着までも可とする。	続に必 要な態 勢の確	第 太部	災害本選 の 運営	無	市庁舎(災害対策本部)の機能と して必要なものの確保

											ᅫᅩᄀᄼᄾᄔ				(A) 444 747	<b>&gt;4</b>			②目標の記	<u></u> 设定				75 0 A VICT		
								1		1	業務洗			l	①業務:	洗い出し T		1	目標の設定		目標設定の理由	非常時	· 慢先 業績	務の分類 ┰	目標達成	
ii T	し 号 本	注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注 注	災害 対策 本班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防 編	章	業務種別		出消	場所 その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	足のめ課の無	備考(特定の状況等)
2	総務	务部   詞	記録班	総務部	総務課	応急復 旧業務	輸送計画に関すること。	3	8	案	0			関係部局による道路被害状況 等を集約し、警察、道路管理者 等との調整により緊急輸送用 道路を確保する。 陸上輸送、海上輸送、空中輸 送から可能な手段を選択する。	局 警察	局 警察	社済機維期とは、おいまでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	内	被災者の生活の 安定、復用、復興 に向けて各種資材 等の輸送に着手 する。	24時間以内	市民等の救出救護に 必要とされる期間 一般を記しまり、 一般を記しまり、 一般を記しまり、 一般を記しまり、 一般を記しまり、 一般を記します。 一般を記しまする。 一般を記しまする。 一般を記します。 一般を記しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまする。 一般を言しまる。 一般を言し。 一般を言し。 一般を言し。 一般を言し。 一般を言し。 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定 一定	続に必 要な態 勢の確	策本部 の設	災害 第本 運営		市庁舎(災害対策本部)の機能と して必要なものの確保
2:	総務	务部 言	記録班	総務部	総務課	通務	庁内管理に関すること。	2	2	内部管理	0			庁舎管理上の施設・設備が正常に動作し、津波避難施設、災害対策拠点等としての機能の維持を図る。	局	市民 関係部 局	社済機維期 会活能持・旧	(中断が		1時間以 内	津波避難施設、災害 対策拠点等としての 機能が確保できない 場合、直ちに機能回 復を図らなければなら ないため。	続に必 要な態 勢の確	施設の		無	
2:	総務	务部 L	出納班	会計課	会計課	務	義援金品及び見舞金品の受付並びに 出納に関すること。	4	1	内部管理	0		窓口	①義援金品の受付窓口を開設して寄託される義援金品を受け付けし、リストを作成して分配部門に情報提供する。 ②金銭支給を行うために金融機関と調整して、速やかに必要な措置を講じる。	局	局	社会経 動の ・早 間 り り り り り り り り り り り り り り り り り り	内	義援金品の内容 の迅速な把握をす る。	1週間以内		市の命体産護民生身財保	被災者 支援	見舞 金·義 援金等		(課題)義援金品の保管場所の 確保が必要
2	総務	务部	養会連 絡班	議会事		務	議員の安否確認及 び議員との連絡調 整に関すること。	3	1	連絡調整	0			議員の安否確認及び議員との 連絡調整を行う。また、災害復 旧関連の補正予算等の議決が 必要な場合は、当局と調整を 図り、本会議の開催準備を行 う。	職員	関係部 局	市関他等業影響の必然である。	1週間以 内	全議員の安否確認の安否確認の方法のでは極い。必要により、本会議開催の準備。	1週間以 内	ある。	業続要勢保 移必能確	組織機能の維持	組織運営	有	
2:		<b>设部</b>	涉外班	企画部	秘書課	通常業	国際交流に関すること	3	9	連絡調整				愛知県及び国際ボランティア団体等と連携し、日本語ができない在住外国人へ、避難所に関する情報、防災マップを多言語で提供することで、情報収集の支援を行う。	職員	市民等	市の身産護 民生体の保 (重要の)	24時間以内	在住外国人が避難所へ避難することができる。	24時間 以内		市の命体産護	救援	避難支援	無	

											## 코뉴 V& 1				(A) 444 747	<b>&gt;4</b>			②目標の記	 设定		-1114- p.t	· /5 4 44 7	t o A W		
								1		1	業務洗			<u> </u>	<b>①</b> 耒務	洗い出し T		1	目標の設定		目標設定の理由	非吊時	優先業種	分の分類	目標達成	
通 番·	災 し 対 号 本i 部	害 無	災害 対策 本班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防	章	業務種別	本田	執 半田消防署	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務提供先	視点	着手 時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	とのめ課の無 無	備考(特定の状況等)
26	広報	部	歩外班	企画部	秘書課	応急復 旧業務	災害視察者の応接 及び見舞金品に関 すること	4	1	その他	0			国・県代表者及び義援金を持った視察団等の対応、接待を行う。	職員	察者	社会経 済機能・早 期復旧	1週間以 内	受入体制を確立する	1週間以内		市の命体産護	被災者支援	見 金 援 金 等	無	
27	広報	部	步外班	企画部	秘書課	応急復旧業務	本部長、副本部長の秘書に関すること	3	1	内部管理	0			本部長、副本部長の安否確認、スケジュール・体調管理、 災害対策本部事務局との連携	職員	本部長副本部長	その他	1時間以 内	本部長、副本部長と合流して、情報提供を行う。	3時間以 内	指示系統に混乱をきたす。	業務継 続に変な態 会 保	組織機能の維持	職員の 参安 認 認	無	
28	広報	部	<b>微員班</b>	企画部	人事課	応急復旧業務	非常配備体制の人 員の把握に関する こと	3	1	内部管理	0			①出勤者の集約 ②未出勤者の安否確認	各部署	策本部	市関他等業影響	3時間以内	出勤者(稼働可能 人員)の把握	6時間以 内	随時参集状況を把握する必要があるが、初動体制においては、すでに稼働可能となっている「出勤者」の把握が急務確認ある。なお、安否ととなる。	業続要勢保	組織機能の維持	職 貴 集 否 認	無 無	時間の経過とともに、他自治体 からの自発的な応援職員や職員 OB等の参集が想定される。
29	広報	部 几	<b>太報班</b>	企画部	企画課	応急復 旧業務	広報班の協力	3	3	直接執 行				広報班と協力し、危険地域の市民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示、注意報・警報等情報を伝達する。	職員		市の身産護 関連 (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準) (基準)	内内	重要な情報を共有する。	12時間 以内		市の命体産護	救援	避難支援	無	
30	広報	部。几	<b>公報班</b>	企画部	企画課	通常業務	広報班の協力	3	3	直接執行	0			市ホームページなどを通じて、 被害状況や避難所の開設状況 などを広報する。	職員		市の身産護	内	重要な情報を共有する。	24時間 以内		市の命体を護	救援	避難支援	無	

Г										<u> </u>	業務洗い出し		①業務	外1、山1			②目標の記	设定		北兴吐	優先業務	ケの八米百		
		<del></del>	<del></del>					+uh +=#: 17+	- <b></b> ≪ =1 क		執務場所		①未務)	元い出し		E I	目標の設定		目標設定の理由	<b>非吊时</b>		が万領	目標達成	
ì	通し 番号	災害 対策 本部 部名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	編	5災計画     章	業務種別	本 庁 院 院 マ 半 田 病 院 署 そ の他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル (目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	のめ課の無	備考(特定の状況等)
3		云報部 	広報班	企画部	企画課	旧業務	緊急パトロール及 び通信電気ガス交 通機関との情報交 換に関すること		14 15	整整		参集時に各職員が得た情報や市内のパトロール等により収集した情報を、関係機関及び部署等に伝達するとともに、通信電気ガス交通機関との情報交換を密にし、効率的で一刻も早い応急対策及び復旧に向けた働き掛けをする。	関係部	業者 関係部 局	社会経 済機能の 関 持・早 旧	以内	主要路線等におけるライフライン等の早期復旧の実現。	1週間以 内		市社済機維早旧 内会活能・復 ・復	の維 持·早	気ガス 交通機	無	
3		<b>松田</b>	広報班	企画部	企画課		情報システムに関すること			直接執行		インフラの復旧作業を行う。	情テ適業業日信株社屋シ最事託西電話会古店	市民	市関他等業影響	内	システムの正常稼働(住民記録データを打ち出せる)	3日以内	住民の安否確認等を 行う上で、被災者台 帳の作成が必要とな るが、そのベースとな る住民記録データを 打ち出すことが出来 ない。	続に必 要な態	情報シ ステム	その報子の確保	無	
3		公報部	広報班		市民協	通常業 務	市民交流センターの管理に関すること			直接執 行	市民交流センター	市民を対象とした情報発信・市 民交流の場として、また、市民 活動等を支援するため、貸室 事業・市民交流事業等を行う。	関係部 局		市民等の身産護	(中断が	難誘導	0時間 (中断が 許されな い)		市の命体産護民生・身財保	救援	避難支援		災害の種類や規模(災害ボランティア支援本部設置期間)により、着手・目標時間は変動する。
3		公報部	広報班		市民協	応急復 旧業務	注意報・警報等情報の市民に対する 伝達に関すること	3	3	直接執行	0	気象通報票により受伝達の迅速化を図り、防災行政無線、広報車の巡回及び報道機関への情報提供等の広報手段により、市民への災害広報を実施する。	局		の生命・	0時間 (中断が 許されな い)	情報を伝達する。	(中断が	情報伝達の遅れや誤った情報の伝達を行うことで、市民の混乱を招く恐れがある。	市の命体産護民生・・・ののの体産護	救援	避難支援	<b>無</b>	
3		公報部	広報班		市民協	応急復 旧業務	り災者に対する救 護方法等の伝達に 関すること	3	3	直接執行	0		関局自災報関事 筋 機 所	市民	市民等の生活の生活の生産の生産の保証を表する。	12時間 以内		6時間以 内	救援等が遅れ、被害 が拡大する恐れがあ る。	市の命体産護	救援	避難支援	無	

																			②目標の	設定						
										1	業務洗	い出し	•		①業務	洗い出し 			目標の設定		目標設定の理由	非常時	優先業務	の分類	目標	
通番	iし 号 本	注害 対策 部 第名	災害 対策 本部 班名	部局等名	課名	業務区分	業務名	地域防編	章	業務種別	半田病院	出消	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務依存先	業務提供先	視点	着手時間	目標レベル (目標とする状況)		「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
36	広幸	<b>最</b> 部	広報班	企画部	市民協働課	応急復 旧業務	避難勧告又は指えの伝達に関すること	3	3 10	直接執 行	0			防災行政無線、広報車の巡回 及び報道機関への情報提供等 の広報手段により、事前避難、 緊急避難、収容避難に区分し て、危険の周知や避難警報を 発令し、市民へ災害広報を実 施する。	局		の生命 身体 財	(中断が 許されな	危険地域の市民 に対し、速やかに 避難の勧告又は 指示を行う。	0時間 (中断が 許されな い)		市の命体産護民生・・・のの体産護	救援	避難支援	<b>**</b>	
37	広報	<b>设部</b>	広報班	企画部			緊急パトロール班 に関すること	3	3	直接執行	0			①亀崎地区、乙川地区、半田地区、成岩地区に分かれ、各方面のパトロール及び避難所の開設等を広報する。 ②災害の状況及び被害状況等の収集を行う。	局	自主防 災会	市の身産護	内	広報車により、情 報の収集、伝達及 び避難所開設の 指示等を行う。	(中断が		の生	救援	避難支援	<b>無</b>	
38	広報	<b>设部</b>	広報班	企画部	市民協働課	応急復 旧業務	災害ボランティア3 援本部の運営に関すること	5	3 4	その他			流セン ター 児童セン	部設置の決定を受け、市民交 流センター館内整備や資機材 確保を行い、社会福祉協議会	半社祉会災援テコネの市福議田大会のでは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中		その他		災害支援ボラン ティア支援本部・ 支部を設置し、ボ ランティアの受け 入れをできるよう になる。	3日以内	災害支援ボランティア を受けれる復用へ の出足が、復旧を思い、ボラ対 がある。また、ボニシ ティア問合わせ集中を 対策本業務に、まき 大部業教 がある。また、れに災 対する間かに集中を 対策本業務がある。	の生 命・身 体・財	救援	選難支援	有	
39	広幸	<b>报部</b>	広報班	企画部	市民協働課	応急復 旧業務	通信電気ガス交通機関との情報交換に関すること	<u>1</u>	3 15	直接執 行	0			災害対策本部及び市民に電力、ガス、通信施設等公益事業 力、ガス、通信施設等公益事業 施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧 見込みを報告する。主要道路、 交通機関の被害状況及びこれ に関する応急対応活動状況及 び復旧見込みを報告する。	事業所	関係部 局	市民等 の身を の身 を 護	内	関係機関の通信窓口及び連絡系統を明確にし、非常時の通信手段の確保を図る。	3時間以 内	ライフラインの被害状況の把握が遅れ、関係部局や市民に現状及び復旧見込みを伝えることができず、被害の拡大を招く恐れがある。	続に必 要な態 勢の確	災策の置営 害本設運 営	被害情収 集・広 報	<b>無</b>	
40	広報	<b>设部</b>	広報班	企画部	市民協働課	通常業 務	市民相談に関すること			直接執行			市民交 流セン ター	法律的な相談窓口の開設	弁護士 会半田 支部所	問題を 抱える市	身体 財		電話回線復旧後、速やのでは、 速やのでは、 を を を を うと で を を うにする。 を うにする。 き を うにする。 き を き と の 連 を き き き き き る。 き き き る。 き き き る。 き き き る。 き き き 。 き 。	2週間以内	災害により被災者が 多くの問題を抱える可 能性があり、相談でき ない場合は、市民生 活に支障をきたす可 能性がある。	業続要勢保 務になの 保	災策の置営 害本設運 営	相談業務	無	

											게 보고 다 가나 ·				(i) Alle 76	Mr			②目標の記	 设定		-11- A14- B-1	- 175 tL 111t =	75 - 1 NT		
								1		<u>U</u>	業務洗し				① 業務:	洗い出し		į.	目標の設定		目標設定の理由	非常時	慢先業績	務の分類 ┰	目標達成	
通番	災対 本部	策部	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防	章	業務種別	半	出消	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	のた めの	備考(特定の状況等)
41	広報	及部 「Д	<b>広報班</b>	企画部	市民協	応急復 旧業務	被災者の相談に関 すること	3	4	その他			市民交 流セン ター	被災者への広報を行い、被災者のボランティア派遣に関するニーズを把握する。		市民(被災者)	その他		被災者のボランティア支援要請(ニーズ)を把握、集約し、ボランティアの派遣につなげられる体制を立ち上げる。	3日以内	災害支援ボランティア を派遣することができ ず、復旧・復興が遅れ る恐れがある。	続に必	策本部 の設	相談業務	有	
42	広報	反	<b>左報班</b>	企画部	市民協働課	通常業 務	市民交流センターの管理に関すること			直接執行			流セン	市民を対象とした情報発信・市 民交流の場として、また、市民 活動等を支援するため、貸室 事業・市民交流事業等を行う。	関係部 局		市の身産護・財産の	(中断が 許されな い)	への災害復旧対 応による使用不許	以内	①会議室予約者から会議室予約者から会議室利用見込がる。 ②通常の資館業務前の対の会議を表示の対応会議を表示の対応の対応の対応の受付に支障が出る。	続に必 要な態 勢の確	施設の	庁舎の管機持		災害の種類や規模(災害ボランティア支援本部設置期間)により、着手・目標時間は変動する。
43	広報	及部 瓜	<b>広報班</b>	監員局 香	監査委 員事務 局	旧業務	注意報・警報対するというでは、 ・登録を表示では、 ・登録を表示では、 ・登録を表示では、 ・登録を表示では、 ・選挙を表示できる。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		3	直接執行	0			公衆電気通信施設の利用、防災行政無線、報道機関、広報車などによる情報の収集、伝達するとともに、災害広報及び報道に努める。		報道機 関	市の身産護 等命財 保	(中断が 許されな い)	の収集に努めると ともに、市民に迅	<ul><li>(中断が 許されな</li></ul>	的確な災害情報を市 民に伝達しないこと で、被害が拡大する 恐れがある。	市の命体産護民生・身財保	救援	避難支援	有	
44	救護	<b>多一</b>		市民経済部	市民課	務	来庁者の安全な避難、負傷者の救助に関すること。			直接執行	0			来庁者の安全確保、避難誘導、負傷者救助のために速やかに必要な措置を講じる。			の生命	0時間 (中断が 許されな い)	避難させる。	0時間 (中断が (許されな い)	来庁者に生命の危険を与える恐れがある。	市の命体産護民生・身財保	救援	避難支援	有	
45	救護	接部 班		市民経済部	市民課	応急復 旧業務	避難所の開設及び 管理運営に関する こと	3	10	直接執行			校等	住宅倒壊等の被害を受けた、 又は受ける恐れがあり、避難が 必要な市民について、建物の 安全性を確認したうえ、避難所 を開設し収容・保護する。	避難所  に指定さ	れた公 民館・小 中学校	身体・財 産の保	内	各地域の避難所 を必要に応じて適 宜開設、運営す る。	1時間以 内	災害により居所を失った被災者の居場所を た被災者の居場所を 確保することができない。 避難が遅れると生命 の危険を与える恐れ がある。	命身体財	救援	避難支援	有	

Г											## 76 V라 I . I I I		(A) Alle 747	٠ <u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u>			②目標の認	 设定		-1114- n+		r o A Ver		
								T.,, , , , , , , ,	-w=1-T		業務洗い出し	Г	① 耒務)	洗い出し T		I E	目標の設定		目標設定の理由	非吊時	優先業務	の分類	目標達成	
ì	野号	災害 対策 本部名 部名	災害 対策 本班名	部局等名	課名	業務区分	業務名	福	5災計画     章	業務種別	執務場所 半田消防 院院 その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	でのめ課の無 無	備考(特定の状況等)
4			避難所	市民経済部	市民課	通常業 務	埋火葬に関すること	3	13	許認可		遺族から死亡診断書又は死体 検案書が添付された死亡届を 受理し、速やかに火葬許可証 を交付する。	院半田		市の身産護	以内	遺族捜索に協力 し、遺族判明後速 やかに死体検案 書が添付された死 亡届を受理し火葬 許可証を交付す る。	受理後 速やか	身元の判明が遅くなると火葬ができないため、遺体の安置所や 斎場に遺体が放置状態となる。	の生 命·身	生活環の維持	遺体搬送容	有	
4	· 救 7		避難所班	福祉部	国保年 金課	応急復 旧業務	避難所の開設及び管理運営に関すること	3	10	直接執行		災害によって現に被害を受ける おそれがある市民に早めに避 難所を開設することで生命の安 全確保ができる。	局 避難所 に指定さ	民館·小 中学校	の生命 身体 財	内	市民を安全な避難 所に避難させる。	1時間以 内	の危険を与える恐れ	市の命体産護民生身財保	救援	避難支援	無	
4	8		避難所		国保年	通常業 務	被保険者証・受給 者証等の(再)交付 に関すること			直接執 行		災害によって被害を受けた被 保険者等に対し被保険者証・ 受給者証等を交付することにより、適正な医療の機会の確保 ができる。	機関·各 所健康	受けた 期保険	市民等・財産・財産の身産護	内	災害によって被害 を受けた被保険者 等の適正な医療 機会の確保。	2週間以 内	険を与える恐れがあ	の生	市民の福祉持	健康支援		災害の規模、被害の状況によっては、庁内システムや、各種健康保険団体等との通信が途絶える可能性がある。
4			避難所班	福祉部	国金課	務	保険税・料等の減 免申請及び利用者 負担等の減免申請			直接執行		災害によって被害を受けた被 保険者等に対し各種減免申請 を受け付けることにより市民の 生命・財産の保護を図る。	機関・各	受けた 期保険	市民等の体・財産の体・保護	内	災害によって被害 を受けた被保険者 等の生命・財産の 保護	2週間以 内	与える恐れがある。	の生	市民の 健 ・ は ・ は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	福祉対 策		災害の規模、被害の状況によっては、庁内システムや、各種健康保険団体等との通信が途絶える可能性がある。
5			避難所班	健康子ども部	スポー ツ課	通常業務	利用者の安全な避難、負傷者の救助 に関すること			直接執 行	動公園	利用者の安全確保、避難誘導、負傷者救助のために速やかに必要な措置を講じる。	関係 部 業者		の生命・	(中断が	避難させる	0時間 (中断が 許されな い)		市の命体産護	救援	援	有	

											alle We Silver at Let		(i) alle 75	N.L			②目標の記	 设定		-JL 316 p.L	. 1중 나 세6 7	t - 1 1/T		
								1		1	業務洗い出し		①業務	先い出し I		į.	目標の設定		目標設定の理由	非常時	優先業務	新の分類 T	目標達成	
通番	し タ	災害 対策 本部 郡名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防	が計画       章	業務 種別	執務場所 半田 消防 院 署	業務活動 (業務のプロセス)	業務依存先	業務 提供先	視点	着手 時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
51			避難所	健康子ども部	スポー ツ課	応急復 旧業務	施設の被害状況の 確認、業務再開に 向けた復旧に関す ること		2	直接執 行	半田運動公園を始め体育施設	に向け必要な措置を速やかに	業者		社会経 会活能・ ・ ・ 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	24時間 以内				業務と 発になの 保	庁舎の維持	庁施管機 ・の・機 持	有	
52				健康子ども部	スポーツ課	応急復旧業務	所管する施設の被 害調査、報告及び 復旧に関すること			直接執行	動公園 を始めと する体育	所管する施設の被害状況を調査、把握し、応急危険度判断を早期に実施し、使用の可否を判断する。また、必要に応じて施設の応急修理を行う。	局	局 業者	市の身産護	内	施設を調査・把握し、応急危険を期にし、 急危険度判し、断 見期ので、ま度のでは、 を明るので、 を関するのでである。 を が応急 は に の の ま を を り に の ま を り に の る 。 を り に の 。 を を り に の 。 を り ま き た り に の 。 る 。 を り る 。 を り る 。 ら る 。 ら る 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。 ら 。	以内	所管する施設には、 避難所及び応急避難 所に指定されている 施設もあるため、施設 の倒壊等による本変 災害が発生し、被害 の拡大を招く恐れが ある。	要な態 勢の確	庁舎・の 維持	応 食 度 の 施	有	
53		護部	避難所班		生涯学習課	通常業務	来館者の安全な避難、負傷者の救助に関すること			直接執行	ホールを	来館者の安全確保、避難誘導、負傷者救助のために速やかに必要な措置を講じる。	職員		の生命・	0時間 (中断が 許されな い)	確保する。	0時間 (中断が 許されな い)	来館者に生命の危険が及ぶ恐れがある。	市の命体産護等りは保護	救援	援	有	
54	救	護部 :	避難所班	教育部	生涯学習課	旧業務	施設の被害状況の 確認、業務再開に 向けた復旧に関す ること		2	直接執行	雁宿ホールを始れていると会教係施設	に向け必要な措置を速やかに	業者		社会経 済活のの 機持・早 期復旧	24時間 以内		1ヶ月以 内	教育文化施設としての機能が果たせない。	業続要勢保 継必態確	施設の	庁舎・の 管機 機持	有	
55			避難所班	健康子 ども部	子育て 支援課	通常業 務	二次福祉避難所に関すること	2	6	内部管 理		各避難所、福祉避難所の開設 状況を把握し、支援の必要な 人員、場所の情報を整理のう え、支援の必要度に応じて福祉 避難所の人員割り当て、調整を はかる。	祉協議 会他関	祉協議 会他関	市民等・のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本	1週間以内		1週間以 内	支援の度合によるが、被災者の最低限の衣食住の生活環境、活動を回復させる目標として1週間程度を目標として考えるため。	命・身 体・財 産の保	救援	避難支援	無	

Г										<u> </u>	# 26 M			<b>→ + 3</b> /2	24-13-11-1			②目標の記	<b>分</b> 定		-11- 245 n+	盾	カハギ		
								1.1. 1-4. 54	-W=1-T	1	業務洗い出し		Γ	① <b>耒</b> 務	洗い出し T			目標の設定		目標設定の理由	非吊時	優先業務	の分類	目標達成	
:	通し 番号	災害 対策 本部 部名	災害 対策 本班名	部局等名	課名	業務区分	業務名	編	が計画     章	業務 種別	執務 半田病院 本庁		業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	でのめ課の無 無	備考(特定の状況等)
47	56	救護部	避難所班		子育て支援課		児童センター管理 運営業務	3	4	内部管 理	0		災害ボランティア支援支部となる施設の機能要件の確認 (を) おいまい (を) はいまい (を	祉協議 会(支援	社会福祉協議会(支援本部)	その他	24時間 以内	支部としての施設 機能を果たし得る かを確認する。	3日以内	災害ボランティア支援 本部、支部の立ち上 げが3日目から1週間 を目途としているため	の生 命·身	救援	避難支援	無	
5	57	<b>牧護部</b>			子育て支援課		子育で支援センターの管理に関すること			直接執行		支援センター	子育て支援を目的に未就学の子とその親が子育てに必要な支援を受けられるよう①子育て支援事業②一時預かり事業③ファミリーサポートセンター事業を実施する	福)半田同胞園	育て支 援サ <i>ー</i> ビ	の生命・	許されな い)	① 在 は ない は	許されな	①利用者の生命が脅かされる ②利用乳幼児の生命が脅かされる ③対象児の生命が脅かされる	の生 命 身 体 財	救援	避難支援		②について、24時間以内に迎えがない場合は、担当職員を付けて避難所へ避難させる。 ③について、保護者に引き渡すまで活動を継続し、場合によっては一緒に避難所へ避難させる。
5	58	<b>救護部</b>		健康子ども部	子育て 支援課	通常業務	児童発達支援等事 業業務			その他	0		被災状況により二次福祉避難 所として開設するかを把握し、 避難所となる場合はその機能 へ、サービス事業所として機能 する場合は、通常業務への復 旧、履行に努めるとともに国の 情報に留意して対応する。	サービス事業所		市民等の身産護	24時間以内	二次福祉避難所と しての機能を果た し得るかを確認す る。	3日以内	災害ボランティア支援 本部、支部の立ち上 げが3日目から1週間 を目途としているため	の生 命・身	救援	避難支援		地域福祉課、高齢介護課が所管 する福祉施設と同調
Ę	59	<b>救護部</b>	避難所班	健康子ども部	子育て 支援課	通常業務	児童手当、児童扶養手当、愛知県遺児手当、半田市遺児手当支給事務			内部管理	0		児童手当、児童扶養手当、愛 知県遺児手当、半田市遺児手 当を支給する。		各手当受給者	その他	内内	児童手当、児童扶 養手当、半田市遺 児手当を支給す る。	1ヶ月以 内	ため。(支給月:2月、 4月、6月、8月、10月、	の生 命・身	市民生 活持	各 種 手 の 支 給		各手当を支給することにより家庭 等における生活の安定に寄与する必要があるため。ただし、システム及び金融機関等が稼働していなければ、事務処理及び振込手続ができない。
6	60	救護部	避難所班	健康子	幼児保育	応急復 旧業務	避難所の開設及び管理運営に関すること	3	9	直接執行		所	住宅倒壊等の被害を受けた、 又は受ける恐れがあり、避難か 必要な市民について、建物の 安全性を確認したうえ、避難所 を開設し収容・保護する。	関係部	避難者	の生命・	(中断が 許されな	を、必要に応じて 適宜、開設・運営	(中断が		市の命体産護民生・・・の	救援	避難支援	無	

										<u> </u>	₩ >+ \라.				(A) 444 747	<b>^4</b>			②目標の記	 设定			店业业	7t o 1) 1st		
								1		1	業務洗し			I	①業務:	洗い出し 		1	目標の設定		目標設定の理由	非常時	慢先業績	務の分類	目標達成	
番	し 対 号 本	注 注 注 注 注 : : : : : : : : : : : : : : :	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防	章	業務種別		出消	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル (目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	のた めの	備考(特定の状況等)
61			避難所	健康子ども部	幼児保 育課	応急復 旧業務	園児の応急保育に 関すること			直接執行	0		現地	各保育園の被害状況を把握 し、入所者への対応を調整し、 応急保育を実施する。	関係部 局		市民等 の生・財 の体・保 護	24時間 以内	各保育園の状況 把握及び園児・保 護者への対応を 調整し、応急保育 を実施する。	1週間以 内	早急に保育を必要としている市民もいると 考えられ、市民生活 に影響を及ぼす可能 性があるため。	の生 命 身	教育の 早開 開	被災児 童・生 徒への 支援	無	
62	救該						保育園入園に関すること			直接執行	0		現地	災害復旧に伴う入園業務及び 通常入園業務の実施	関係部 局	市民	社済機維期 会 を 動 の 早 日	2週間以  内		1ヶ月以 内		市の命体産護等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	教育の早期開	被災児 童・生 徒への 支援	<b>無</b>	
63	救該		避難所	健康子 ども部	幼児保 育	応急復 旧業務	園児の安否調査・ 報告に関すること	3	1	直接執行	0		現地	災害対策本部への市内保育園   児の安否、避難状況の報告	関係部局		市関他等業影響	24時間以内	災害対策本部へ 市内安全、避難状 員の安確認し報告す る。	24時間 以内	園児の安否を正確に 把握し、安否の確認 が取れない児童については、救助・捜索を 要請するため。	業続要勢保 終心態確	災害本設・運営	被害情収集・広報	<b>無</b>	
64			避難所		幼育	応急復 旧業務	施設の安全点検、 整備及び応急補修 に関すること	4	2	直接執行	0		現地	施設の安全点検、使用可能区域・立ち入り禁止区域の判別、 応急補修		市民	社済機維期 の早 旧	1時間以 内		24時間 以内	あるため。	業続要勢保 の態確	施設の	応度の定施	<b>**</b> :	対応は、避難所班を除く。
65		雙部	避難所	福祉部	高護	旧業務	避難所の開設及び管理運営に関すること 福祉避難所及び二次福祉避難所に関すること		10	直接執行			所	住宅倒壊等の被害を受けた、 又は受ける恐れがあり、避難が 必要な市民について、建物の 安全性を確認したうえ、避難所 を開設し収容・保護する。また、 心身の状況等により避難所で の生活が困難な方のため、福 祉避難所及び二次福祉避難所 を開設する。	局 半社会 社協 会 次 二次	避難者	市民等 の身体・財 産の保 護	1時間以内		3時間以 内		市の命体産護	救援	避難支援	無	

											. ML 75 M			(A) 41 -1	NAT 1			②目標の記	设定		<u> </u>	盾业业	fr an All storm		
										(1)	業務洗			①業務:	洗い出し		ı	目標の設定		目標設定の理由	非常時	優先業務	の分類	目標	
番	災 対 日 対 日 部	策  部	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	編編	5災計画     章	業務種別			業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手 時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無成たの題有無	備考(特定の状況等)
66	救護	護部 诅	避難所	福祉部	高齢介護課	旧業務	介護保険施設、介 護サービス事業所 の被害状況等の把 握に関すること		10	連絡調 整	0		し、要介護者の状態に応じて、 被災を免れた施設等への緊急 一時入所やサービス事業所の	局 介護保 険施設 介護	要介護者(介護 者(介護 サービス 利用者)	の生命 身体 財	24時間 以内	各施設等の被害 状況の被害 人員の状況 の状況 要に で 対応に の対応に の 対応に た 説 と は と は と は と は と は と は と は は は は は は	1週間以内	避難所(福祉避難所、 二次福祉避難所を含む)の開設期間が原 則7日間であり、それ 以降の要介護者に対 する介護サービスの 提供が継続できなくな る恐れがある。	の生 命・身 体・財 産の保	市健祉持	策		災害の規模、被害の状況によっては、施設等との連絡手段(電話等)が途絶える可能性がある。
67	救護	護部 诅	班	福祉部	高齢介護	応急復 旧業務	養護老人ホームの 被害状況等の把握 に関すること	3	10	連絡調整	0		養護老人ホームの被害状況や 保護措置の継続の可否等を確 認し、入所者の状態に応じて、 被災を免れた他施設等への緊 急一時入所等の調整を図る。	局	ホームLi nk入所	の生命・	24時間 以内	各施設等の被害 状況や配置できる 人員の状況等を 把握して、入所者 への対応について 調整を行う	1週間以内	避難所(福祉避難所、 二次福祉避難所を含む)の開設期間が原 則7日間であり、それ 以降の入所者に対す る保護措置が継続で きなくなる恐れがあ る。	の生 命・身 体・財 産の保	市民の保証を表	福祉対策		災害の規模、被害の状況によっては、施設等との連絡手段(電話等)が途絶える可能性がある。
68	救護		福祉·防 疫班		高離課	通常業 務	高齢者の相談支援 に関すること	reiz.		連絡調整	0	包括支	通常の状態に復旧する必要が	包括支	やその 家族など	市の身産護 民生体の保 ・保	24時間 以内	通常の相談支援	3日以内	疾病等の内容によって、早急な支援の必要なケースがあるため身体状況や疾病の状況が悪化する恐れがある。	の生 命 身 体 財	市健祉持	福祉対 策	無	
69	救護		福祉·防	福祉部	高護	務	高齢者のサービス 支給に関すること (要介護認定者へ のサービス支給も 含む)			連絡調整	0	スを行っ ている事	高齢者(要介護認定者を含む) へそれぞれ必要なサービスを 支給し高齢者への福祉の増 進、家族の負担軽減を図る。	介護保 (族事業 所等	家族など	の生命・	3日以内		1週間以	サービス等の内容に よって、早急な支援の 必要なケースがある ため身体状況や疾病 の状況が悪化する恐 れがある。	の生 命・身 体・財	市健祉持	福祉対 策		事業所等の被災状況の確認、各 サービスを実施できる事業所の 調査及びあっせん等が必要にな る
70	救護		福祉·防疫班	福祉部	高齢課	通常業 務	措置者の安否確認			直接執 行	0	の施設	半田市社会福祉事務所が法に 基づき措置をおこなった各施設 入所者の安否確認(老人福祉 法による施設への措置や虐待 関係による施設への措置があ る)	護老人 ホーム、 養護老	者	市の身産護等命財保	24時間以内		24時間以内		の生	市健祉持	福祉対策		現在措置者の大半は半田市老 人ホーム。1名のみ東浦町の東 和荘。

										Alle The Maria and a		(A) Alle 76	N			②目標の記	 设定		عاد عاد ما	ᆞᅜᄼᆚ	t - 1 1/T		
							T			業務洗い出し	l	①業務	洗い出し <del>-</del>			目標の設定		目標設定の理由	非常時	優先業務	新の分類 T	目標達成	
番兒	災害 対策 本部名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域的	5災計画     章	業務種別	執務場所 半田消防 院 関	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手 時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	ほのめ課の無無	備考(特定の状況等)
71	救護部	避難所班	教育部	図書館	通常業務	来館者の安全な避難、負傷者の救助 に関すること			直接執 行	図書館 博物館	来館者の安全確保、避難誘導、負傷者救助のために速やかに必要な措置を講じる。	職員		の生命・	O時間 (中断が 許されな い)	来館者を安全に避難させる	0時間 (中断が 許されな い)	来館者に生命の危険を与える恐れがある。	市の命体産護	救援	避難支援	有	
72	救護部	避難所班	教育部	図書館	応急復 旧業務	図書館の被害状況の確認、業務再開に向けた復旧に関すること	4	2	直接執行	図書館博物館	被害状況を確認し、業務再開に向け必要な措置を速やかに講じる。	業者		社会経 経動の 申 報 持 後 持 後 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	24時間以内		1ヶ月以 内	教育文化施設としての機能が果たせない。	業続要勢保 務になの く	庁舎・ 施設の 維持	庁舎・ 施管機 機持	有	
73	救護部	避難所班	教育部	博物館	通常業 務	来館者の安全な避難、負傷者の救助に関すること			直接執行	図書館博物館	来館者の安全確保、避難誘導、負傷者救助のために速やかに必要な措置を講じる。	職員		の生命・	0時間 (中断が 許されな い)	確保する。	0時間 (中断が 許されな い)	来館者に生命の危険が及ぶ恐れがある。	市の命体産護等の命体産	救援	選難支援	有	
74	救護部	避難所班	教育部	博物館	通常業務	博物館事務の復旧に関すること	4	2	直接執行			職貴業者		社済機維期 経動の早 旧	1週間以 内		1ヶ月以 内	教育文化施設としての機能が果たせない。	業続要勢保	施設の	庁舎の 舎のの 機持 持	有	
75	救護部	避難所班	教育部	博物館(新美南京)	応急復 旧業務	新美南吉記念館の 損傷に伴う収蔵・展 示品の保管に関す ること。	Ē	2	直接執行	館	原稿、日記、手紙等、貴重な展示・収蔵品の被害状況を確認し、収蔵庫・展示室の被害により被災後の保管に関して支障がある場合は、必要な措置を講じる。	南吉記 念館	関係部 局	その他	3時間以 内	収蔵・展示品の保管について、支障のない状態とする。	24時間 以内	建物のクラック等により雨水が流入した場合、収蔵品にカビ・腐敗等が発生し、財産・資料価値が損なわれる。	要な態 勢の確	庁舎・ 施設 維持	庁舎の 管機 機持	有	

										•	ᅫᅩᄀᄼ				(A) Alle 7/17	M-1.111			②目標の記	 设定			店业业	75 0 A VICT		
								I		U U	業務洗			1	①業務	洗い出し T		1	目標の設定		目標設定の理由	非吊時	慢先業績	務の分類 ────	目標達成	
番	災害 し 対策 号 本部 部名	策制部	災害 対策 本部 班名	部局等名	課名	業務区分	業務名	地域防編編	災計画 章	業務 種別	半田病院	田消防		業務活動 (業務のプロセス)	業務依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)		「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
76	教育	部	学校班	各幼稚	各幼稚	旧業務	園児の避難指導及 び応急教育に関す ること	3		直接執行	0		各幼稚 園	園施設の被災及び園児の被災により長期間にわたり幼児教育等が中断することを避けるため、応急な幼児教育施設の確保、応急幼児教育実施に向けた体制を早期に確立し、幼稚園業務を再開する。	局	各幼稚 園児 保護者	市民等・財産権の身産護	内	幼稚園業務の再開。 ※ただし津波等に より被災状況が各 園により異なるため、個別の対応が 必要となる。	1ヶ月以 内	幼児教育が長期間に わたり再開できない 場合は、幼児教育を 望む市民の生活に影響が及ぶ恐れがあ る。	の生 命・身	教育の 早開 開	被災児・生の支援	有	
77	救護		<b>畐祉・防</b> 支班	福祉部	地域福祉課		避難行動要支援者に関すること	2		直接執行	0		各避難 所等	市が予め作成し、保管している 避難行動要支援者名簿を各避 難所へ届け、自治区、民生委 員等の地域の関係機関と連携 しながら、要支援者の安否確認 や避難支援を行う。	民生委 員等		市の身産護	6時間以内	要支援者の安否を確認するとともに、確認ができない場合は捜索等を行う。	3日以内	要支援者の生命の危機を招く恐れがある。	市の命体産護民生・・・・のの体産護	救援	避難支援		平成27年度に避難行動要支援者名簿の作成を作成し、平常時から地域の関係機関へ名簿情報を提供したが、今後は要支援者名簿の各対象者の個別支援計画を策定することが望ましい。・発災時に避難支援を行う者・避難支援を行うにあたっての留意点・避難支援の方法・避難支援の方法・避難場所、避難経路・対象者本人と連絡が取れない時の対応等の情報も名簿に記録し、地域の関係機関と共有できるよう検討する。
78	救護		冨祉·防 袞班		地域福祉課	旧業務	応急給与物資(生活必需物資)の配給に関すること	3	11	整	0			他班により調達され、一時保管場所に備蓄された応急給与物資を各避難所等からの需要に応じて配布計画(数量、配達日時)を作成し、運送業者等へ依頼をする。	運送業 者等	各避難 所等	市の身産護	6時間以 内		24時間 以内		市の命体産護	救援	生活必需の供給		商工・農務班により調達が図られ、一時保管場所に配送された物資、また、各防災倉庫に保管された物資を各避難所等へ配給しようとする際のトラック等への荷揚げ作業を行う担当班の選定が必要。
79	救護		<b>畐祉・防</b> 支班				障がい者の相談、 支援に関すること			連絡調整	0		者相談	障がいのある方の相談・支援を 早急に通常の状態に復旧する 必要がある	障がい	者やそ の家族	市の身産護	以内	通常の相談支援	3日以内	障がいの内容によって、早急な支援の必要なケースがあるため障がいや疾病の状況が悪化する恐れがある。	の生 命・身 体・財	市健祉持	策	無	
80			a祉·防 变班	福祉部		通常業 務	障がい者のサービス支給に関すること			連絡調 <u>整</u>	0		スを行っ ている事	障がいのある方へそれぞれ必要なサービスを支給し障がい者への福祉の増進、家族の負担軽減を図る。	者支援		市民等 の身体・財 の保 護	24時間以内	通常の状態での サービス支給	3日以内	サービス等の内容によって、早急な支援の必要なケースがあるため身体状況や疾病の状況が悪化する恐れがある。	の生 命 身 体 財	市民の 健か 神 持	策		事業所等の被災状況の確認、各 サービスを実施できる事業所の 調査及びあっせん等が必要にな る

										<u> </u>	<b>**</b> 7ケ 2 <b>十</b> 1	, side i			① 类 75	2# 1 XIII			②目標の記	<b>设定</b>		北岩吐	盾件类	なの八笠		
								((L 1-4 PL	./// =1 TE	<u> </u>	業務洗り				<b>①未務</b>	洗い出し T			目標の設定		目標設定の理由	非吊吁		務の分類	目標達成	
番	り 災害 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き おき おき かっぱい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かいまい かい	策 部	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防編編	· 英計画	業務 種別		執 半田消防署	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル (目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	のための	備考(特定の状況等)
81	救護		福祉·防 疫班		地域福祉課	応急復 旧業務	仮設住宅の入居者 の選定に関するこ と			直接執 行	0			世帯の状況に応じた優先順位を定め、入居者を決定する。	仮設住 宅建設 業者、市 民課		市民等・ の 身産 護	内		2週間以 内	被災者の避難所生活 が長期化することとな る。	市民等の命体産護	住宅の	仮設住 宅の・住 の・色 修理	無	
82	救護		福祉·防 疫班	福祉部	地域福祉課	旧業務	所管する施設の被 害調査及び報告に 関すること	4		連絡調整	0			所管する施設の被害調査を行い、報告を行う。	施設管理者	災害対策本部	市関他等業影響	以内		1週間以 内	福祉サービスの利用や二次福祉避難所の開設に影響が出る。	業続要勢保 終になの 経必態確	施設の		<b>無</b>	
83	救護	部 1	福祉·防 疫班			通常業 務	生活保護者の安否 確認。			直接執 行	0		生活者に 養人 保宅特 人 ム 、 後 人 ム	生活保護者の安否確認を早急 に行い、必要な措置を講じる。	別養護 老人	護者や その家	市民等・財産権の身産護	24時間以内		24時間 以内	る。	の生	市民の福祉の維持	福祉対 策	無	
84		部	福祉·防 疫班	福祉部		務	生活保護者及び生 活困窮者の相談、 支援に関すること。			連絡調 整	0			生活保護者及び生活困窮者の相談・支援体制を早急に通常の状態に復旧する必要がある。		生活者、窮び家ど	の生命・				生活保護者及び生活 困窮者各々のケース によって、早急な支 によって、早急な合が あるため、障がいや 疾病の状況が悪化す る恐れがある。	の命体産護	健康福祉の維持	策 		
85		部 1	福祉·防 疫班	福祉部		通常業 務	日本赤十字奉仕団 への協力要請に関 すること。	3	1	連絡調 整	0			被害状況を把握し、必要に応じて日本赤十字奉仕団へ協力要請を行う必要がある。	日本赤 十字奉 仕団		市民等・ の 身体・ 財 産 護	3日以内	炊き出しによる飲食の提供や負傷者へのに急手当及び要援護者への迅速な支援	3日以内	被災者の生命を保護 しなければならないた め、障がいや疾病の 状況が悪化する恐れ がある。	要な態	の設	渉外対応	無	

											\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1 . 1			(A) Alle 75	S4L			②目標の記	设定		JL 316 p.L	그 나 세요	re - War		
								<u> </u>		(1	業務洗し			<u> </u>	①業務:	洗い出し 			目標の設定		目標設定の理由	非常時	慢先業績	務の分類 ━━━━	目標	
番	iし 対 号 本	泛害 対策 お部 ボ名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防編編	災計画       章	業務 種別	本 庁 病院	出消		業務活動(業務のプロセス)	業務 依存先	業務提供先	視点	着手時間	目標レベル (目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
86		<b>護部</b>	福祉·防 疫班		保健セ ンター	応急復 旧業務	医療関係機関との連絡調整に関すること	3	6	直接執行	0		保健セン タ <u>ー</u>	医療班や市内医療機関と連携し、避難住民の中で、健康を害している方が、スムーズに適切な医療が受けられるよう調整する。	歯科医		市民等・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1週間以内		1ヶ月以 内	健康状態に重篤な悪 化を招く恐れがある。	市の命体産護	市民の福祉持	医療対策	無	
87	救請		福祉·防 疫班		保健センター	旧業務	<健康管理> ・避難所・地域の巡 回健康相談等保健 活動		7	直接執行				必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士を配置し、健康相談等を行うとともに巡回健康相談を行う。また、要配慮者の健康状態には特段の配慮をし、必要に応じ二次福祉施設への入所につなげる。	福祉施 設 医師会 他市町		市民等・の生命・財産護	24時間以内		2週間以内	健康状態の悪化を招く	の生	市民の福祉の維持	健康支援		保健師・歯科衛生士の数が絶対的に足らない状況になるため、早急な援助要請が必要。
88	救言		福祉·防 疫班		保健センター	旧業務	<防疫> ・感染症予防のた めの広報及び健康 指導	3	7	直接執行			避難所	感染症予防のための指導及び 広報に努める。 ・外出後や排せつ後のうがい、 手洗い、手指消毒、マスク着用 等。 ・風や食中毒に対する注意喚起。	薬剤師会		市民等の生体・財産護	3日以内	被災住民に感染症を予防するため指導及び広報する。	1週間以内	避難所ごとで感染症 が蔓延する恐れがあ る。	市の命体産護	市民の健康福祉の維持	援	<b>無</b>	
89			福祉·防 疫班	健康 <del>子</del> ども部	保健センター	旧業務	<応援協力関係> ・防疫・保健活動の実施又はこれに資産のではこれに変更のででである。  対についてが、受求する。	)	7	直接執行			保健セン タ <del>ー</del>	自ら防疫・保健活動の実施が 困難な場合、他市町村又は県 へこれに要する要因及び資機 材の応援を要求する。	他市町	市民	市民等 の身産護	3日以内	臨時予防接種はじめ防疫・保健活動に必要な要員や 資機材について受け入れる。	2週間以 内	健康状態の悪化や感 染症の蔓延を招く。	の生	市民の福祉・持	援	無	
90	救請	<b>獲部</b>	福祉·防疫班	健康子ども部	保健センター	旧業務	く健康支援と心の ケア> ・長期避難者等へ の健康支援	3	7	直接執 行			巡回	①避難生活が長期に渡るストレスや心身ともに様々な問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動支援を行う。②また、PTSD、うつ病、アルコール依存症の人など専門機関へつなげるなど、必要時は精神保健相談体制を充実する。		市民	市民等 の体・財 産 護	2週間以 内	ストレスや心身と もに様々な問題等 を含めた健康相談 体制の充実、自治 活動支援を行う。	1ヶ月以 内	健康状態の悪化を招く。	の生	市民の 健 健 の 維 持	健康支援	無	

											) We == 3d					WI I. I			②目標の記	設定		II 1/4 = 4				
								T		(1	業務洗			I	①業務:	洗い出し			目標の設定		目標設定の理由	非常時	慢先業績	務の分類 ━━━	目標	
通番	災害 し 対策 号 本語	策 部	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防編編	 	業務 種別	#	出消	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
91	救護	部 1	福祉·防 疫班		保健セ ンター	旧業務	<防疫>・県が実施する臨時予防接種の協力	3	7	直接執行			護所	市は県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。 ※冬季の場合インフルエンザ接種	医師会保健所		市の身を護	内	冬季の場合インフ ルエンザの流行を 予防する。	2週間以内	インフルエンザ等の 感染症の流行を招く 恐れがある。	市の命体産護	市健和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	健康支援	無	
92	救護		福祉·防疫班		保健センター	通常業 務	平常業務の再開	5	3	直接執行			保健セン タ <b>ー</b>	口業務の開始(2週間後~)	保健所 薬剤師 会		市の身産護	内		1ヶ月以 内	母子の健康保全に支 障が生じる。	市の命体産護	市民の健康福祉の維持	健康支援	無	
93	救護		福祉·防 疫班	健康子ども部	保健センター	応急復 旧業務	〈健康支援〉 ・長期避難民等へ の保健活動	3	6	直接執行			避難所巡回	避難所等へ活動方針と方法を 決定し、それに基づき避難所・ 地域での巡回健康相談及び家 庭訪問を行う。	他市町		市の身産護	内内	避難所等の健康 相談方針及び計 画、方法を決定 し、着手する。	1ヶ月以 内	健康状態の悪化を招く。	市の命体産護	市民の福祉の維持	健康支援	無	保健師の数が絶対的に足らないため、早急な援助要請が必要
94	救護	音路 有	福祉·防 疫班	健康子 ども部	保健センター	応急復 旧業務	職員等支援活動従 事者の健康管理	3	6	直接執行	0		<i>9</i> —	支援活動従事者が過重勤務等から心身の健康を害すことが無いようにミーティング等により健康状態を把握する。		支援活動者	市関他等業影の及機ののの機でである。	2週間以内		1ヶ月以 内	支援活動に大きな支障が生じる。	業続要勢保 保	組織機能の維持	組織運営	無	
95	救護	部 1	福祉·防疫班	ども部	保ン地祉生護健・一福援	旧業務	<防疫>・浸水被害にあった場所や感染症に汚染された場所の消毒	5	3	連絡調整			避難所	津波等により浸水被害にあった家屋等を消毒する。 県の指示等にもとづき、感染症に汚染された場所の消毒、ねずみ・昆虫の駆除を実施する。 避難所の衛生状態の保持に努める。	保健所 会害 会害 以 会 生 業 者		市の身産護	内内		1ヶ月以 内	恐れがある。	市の命体産護	市民の 健康福 祖の維 持	健康支援		・保健所をとおして要望すれば、必要量の消毒剤(クレゾール等)を愛知県が供給することになっている。 ・市内業者(アルフレッサ・スズケン)にも、必要に応じ発注して対応する。

Г											ᄴᇰᆉᆉᆘ			(A) 444 747 1	٠ <u>ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ</u>			②目標の記	 设定		JL 34 n+	古 4L 3M- 2	r o A VE		
								(.). 1-b m.	-w=1-	1	業務洗い出し	-		(1) 耒務)	洗い出し T		Ī	目標の設定		目標設定の理由	非吊時	優先業務	の分類	目標 達成	
7	通し 番号	災害 対策 本部名	災対 対本 班名	部局等名	課名	業務区分	業務名	編	が計画     章	業務 種別	執務場 半田病院 本庁		業務活動 (業務のブロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	でのめ課の無 の無	備考(特定の状況等)
9	96		福祉·防疫班		保伊ン地社生護セー福 援	旧業務	・遺体の収容及び 一時保存 ・遺体の身元確認 及び引き渡し	13	1	整		置所	に、棺、ドライアイス等を調達 し、埋火葬等の措置をするまで	医、葬祭 業者	市民等	その他	3日以内	収容場所に収容された遺体の親族への引き渡し		・腐敗が進み身元確認が困難となる。 ・衛生面での安全確保が困難となる。	市の命体産護民生身財保	生活環 持	遺体搬 ぞ		自ら遺体の処理の実施が困難な場合には、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及資機材について応援を要求する。
9		環境対 策部	環境清掃班	市民経済部	環境課	応急復 旧業務	油排出事故の環境保全に関すること	3	3	連絡調整	0		発生情報があった場合、国、県 との情報共有を図る。	船舶 発見者	区海上 保安本	市の身産護 の身を護	1時間以 内		1時間以 内	環境被害、二次被害への拡大	市の命体産護民生身財保	生活環維持	油流出対策	<b>#</b>	地域防災計画別表第80
9			環境清 掃班		クリーン センター		一般廃棄物の処 理、収集に関する こと。	3	12	直接執行		処理: ク リーンター 廃集: 現 地	被害状況を的確に把握し、廃棄物の分別、一時集積場所、可燃ごみ・がれきなどについて、適切な処理を行う。また、被害状況に応じ、県、市町等の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定(平成26年1月1日締結)」及び関係団体に「災害時における廃棄物の処理等に関する協定(平成25年2月28日締結)」に基づき、応援要請する。	業者	県·市町 等·下水 道管理	社会経 済機維持・早 期復旧	1週間以 内	収集運搬機材、仮置場及び処理、処分場の確保を図るとともに、情別の市町、業者への要請を行う。	1週間以 内	生活環境、社会経済 活動に支障をきたす。	市の命体産護	生活環の維持	一般廃 の 処理 収集		①し尿及びごみ処理相互応援に関する協定協定団体:三河知多清掃施設連絡協議会会員 17団体協定年月日:平成2年2月23日②災害時における一般廃棄物の処理等に関する協定書協定団体:半田衛生事業組合会員 5団体協定年月日:平成23年6月1日
9	99	環境対 衰部	環境清掃班	市民経済部	環境課	通常業務	①環境保全対策及 び環境監視に関す ること ②環境衛生に関す ること			その他					国 業者	市民等 ・ の 身産 護	内	緊急度に応じ、環 境被害の調査を 実施し、速やかに 対応できる体制を つくる。	1週間以	市民の生命、生活環境に影響を及ぼす恐れがある。	の生	生活環維持	環境保全·衛生 生対策		発生する環境被害の想定がなされていないため、目標設定等が困難。 (危険性物質対策は警備消防部)
1	00	環境対 衰部	環境清 掃班	市民経済部	クリーン センター	応急復 旧業務	し尿処理に関すること。	3	12	直接執 行		理 中部 知多衛 生組合	被災地の状況を考慮し、緊急 汲取りを要する地域から業者 にて収集・運搬を行い、中部知 多衛生組合(し尿処理施設)で 処分する。	中部知 多衛生	県·周辺 市町	市民等 の身体・財 産護			1週間以内	生活環境、社会経済 活動に支障をきたす。	市の命体産護	生活環	U尿処 理		①し尿及びごみ処理相互応援に関する協定協定団体:三河知多清掃施設連絡協議会会員 17団体協定年月日:平成2年2月23日②災害時における一般廃棄物の処理等に関する協定書協定団体:半田衛生事業組合会員 5団体協定年月日:平成23年6月1日

										•	ᅫᅩᄝᄼᄾᄔ				(A) Alle 7/17	<b>&gt;4</b>			②目標の記	· 设定		-11- 214 n+	<b> 百 44 34 3</b>	* • / \*F		
								1			業務洗し			I	①業務	洗い出し T		1	目標の設定		目標設定の理由	非常時	慢先業績 I	务の分類 ┰	目標達成	
通番		宇策部名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防編編	章	業務種別	半	出消	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル (目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	たの題有無	備考(特定の状況等)
10	策部	竟対 <del> </del>	環境清 掃班	市民経済部	クリーン センター	応急復 旧業務	所管施設の保全に 関すること。	4	2	直接執 行			センター	施設の被害状況を的確に把握し、ごみ・がれきなどについて、適切な処理を行うことができるか検討する。また、施設のび被討する。県、市町等及び下水道管理者に「災害時の一般廃棄物処理応援に関する協定(平成26年1月1日締結)」に基づき、応援要請する。	局 業者	県·市町 等·下水 道管理	社会経 済機能の 機持・早 旧	内内	ごみ・がれきなど の適切な処理を行う施設の維持管理 を確保する。	1週間以内	生活環境、社会経済 活動に支障をきたす。	続に必	庁舎・ の 維持		無	
10	環境策部	竟対		市民経済部	経済課	応急復 旧業務	応急給与物資の調達に関すること。	3	11	連絡調整	0						市民等・財産体・財産	内	直ちに日常生活を 営むことが困難な 住民に物資を供 給する。	以内	恐れがある。	市の命体産護	救援	生活物の供給	<b>#</b>	
10	環境策部	竟対 <b>7</b>	商工·農 務班	市民経済部	経済課	旧業務	商工業関係事業所 の被害調査に関す ること	3	1	連絡調整	0		現地	市内商工業者の被害状況について確認する。	半工所半商連市業 市街会商		社済機維期 会活能持復 日	内	市内商工業者の被害状況について確認する。	1ヶ月以 内	被災業者の復旧が遅れ、社会経済活動の 低迷を長引かせる。	市社済機維早旧 内会活能持期 の経動の・復	産業支援	地済期支援早旧	<b>無</b>	
10	策部	竟対 i	商工·農 務班	市民経済部	経済課	応急復 旧業務	ため池等の被害調査、報告及び復旧に関すること。	4	2	直接執行	0			所管する農業用水利施設の被害状況を農業、工区、水利組合等から把握し、生命・財産に危険がある箇所及び二次災害の恐れがある箇所等緊急に対応する必要がある場合には、速やかに必要な措置を講じる。	水利組 合 愛知用 水土地	工区 水利組 合	市の身産護民生体の保証の	以内		1週間以 内	ある。	市社済機維早旧 内会活能持期 の経動の・復	産業支援	農産早田支援	無	
10	環境策部	竟対 i	商工·農 務班	市民経済部	経済課	旧業務	農作物、樹体及び 家畜等の被害調 査、報告及び復旧 に関すること。	3	1	連絡調整	0			傷・倒壊及び冠水や浸水等による被害箇所及び二次災害の恐れがある箇所を農業者、駱農組合、JA等から把握し、緊合に対応する必要がある場合には、速やかに必要な措置を講じる。	合 愛 酪 農 協 合 あ 人 あ め と の と の の の の の の の の の の の の の の の の	半田市 酪農組	市の身産護民生体の保証の		畜産施設及び農 地について応急復 旧する。	内		市社済機維早旧 内会活能持期 の経動の・復	産業支援	農産専用を	<b>#</b>	

											W == M				○ JU =5	Sil			②目標の記	 设定		11 14 = 4		1) 107		
										(1)	業務洗			<u> </u>	①業務:	洗い出し 			目標の設定		目標設定の理由	非常時	優先業務	の分類	目標	
通( 番 <sup>-</sup>	号本	等   策   部   名	災害 対策 本班名 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防編編		業務種別	本日	執 半田消防署	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務提供先	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)	目標 時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
106		3部 =	土木班	建設部	土木課	旧業務	道路、水路等の占 用箇所及び零潔 事箇所の被害状況 調査に関すること		8	許認可	0			占用及び承認工事箇所の被害 状況を職員、業者等から把握 し、情報の共有、調整を図る。 緊急に対応が必要な箇所の措 置を業者及び職員で講じる。 道路パトロールを行い状況把 握に努める。	職員業者	業者	社済機維期 会活能・I 日	内	緊急輸送道路を 優先的に被害箇 所について応急復 旧する。	1週間以 内	救助、救援や物資の 輸送に支障をきたし、 被害の拡大が懸念さ れる。	市社済機維早旧 内会活能持期 の経動の・復	能の維	許認可 事務	無	
107		3部 <u>-</u>	土木班	建設部	土木課	通常業 務	道路、水路等の境界確定に関すること	-	-	許認可	0			道路(水路等)との境界確定申請に基づき、境界確定の立会協議を行う。 立会協議後、道路(水路等)の境界確定図の確認を行う。	土木課 業者	土木課 業者	社済機維期 会活能持復 日 日	内		1週間以内	復旧業務等の支障と なり、復興事業が遅 れる。	市社済機維早旧 内会活能持期 の経動の・復	社会機	事務	<b>無</b>	
108		3 部 <u>-</u>	土木班	建設部	土木課	務	道路、水路等の占用・承認工事の申請に関すること	-	_	許認可	0			占用及び承認工事の申請に基づき、現場確認及び書類審査を行い許可及び承認をする。 道路法第32条第5項の規定により、道路占用許可申請時に警察署と協議をする。	警察署	業者	社済機維期 会活能持復旧 日本 (本) 日本 (本) 日	内		1週間以内	日常生活に支障をきたす恐れがある。	市社済機維早旧の経動の・復	社会機能の維持	事務	<b>#</b>	
1 09		3部 <u>-</u>	土木班	建設部	土木課	通常業務	工事に伴う交通規制に関すること	3	8	許認可	0		現地	工事に伴い道路使用する場合、警察署と協議する。	土木課警察署	土木課警察署	法令遵	24時間以内	緊急工事を除き、 全ての工事におい て事前協議する。	24時間 以内	通行等の支障となる恐れがある。	市社済機維早旧の経動の・復	能の維	許認可 事務	<b>#</b>	
110		3部 =	土木班	建設部	土木課	務	災害以外の水路の 土砂堆積などの復 旧に関すること。	-	-	直接執行	0			水路内の土砂堆積など排水に支障となる場合に除去の措置を取る。	土木課業者	土木課業者	社済機維期 会活能持・旧	1週間以内		1週間以 内	水路が溢れると家屋 への浸水が発生す る。	市社済機維早旧 内会活能持期 の経動の・復	の維 持・早	下水道 施設復 旧	無	

										Mr. 76 Mr			(A) Alle 75-	N			②目標の記	 设定		-1L-316-p.L	I중 4L 제4 76	/ - //-		
							T			業務洗い出し		l	①業務	洗い出し <del></del>			目標の設定		目標設定の理由	非常時	優先業務	の分類 T	目標達成	
通し番号	災害 対策 本部 部名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務 区分	業務名	地域的	5災計画     章	業務種別	執務 <sup>3</sup> 半田病院 本庁 本庁	その他	業務活動(業務のプロセス)	業務依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	足のめ課の無の無	備考(特定の状況等)
111		土木班	建設部	土木課	務	災害以外の道路陥 没などの復旧に関 すること。	-	-	直接執 行	0		災害以外で発生した道路陥没などは、災害の通行に支障となるばかりでなく、2次災害にも繋がるため、速やかに応急復旧の措置を取る。	土木課業者	業者	社会経 済活動 機能持・早 期復旧	内内	通行等支障となる 場合に対応する。	1週間以内	2次災害の発生する 可能性が大きくなる。	社会経 済活動	の維	道路の 旧	無	
112		土木班	建設部	土木課	応急復 旧業務	道路の維持管理に関すること	3	8 8	直接執行	0		災害で発生した道路構造物の破損を早期発見し、措置を講ずる。二次災害を防止するとともに、破損したものの機能回復を行う。	業者 県	業者 県	市民等・財産の場合の保護	以内		1週間以内	救助、救援及び物資の輸送に支障をきたす。	市社済機維早旧 の経動の・復	の維 持·早	道路の 応急 旧	有	
113		土木班	建設部	土木課	応急復 旧業務	緊急道路の確保に 関すること	3	8 8	直接執行	0		避難、救護、消防、警護などの 活動のための主要道路として 指定された緊急輸送道路を確 保する。	業者		社会経 済活の 機持 り 目	以内	住民の避難、けが 人などの救護、消火・避難者防活動、 救援者防済の強力などの消防活動、 救援を行うために通 行する緊通行を多の通行する が優先して確保する。	24時間 以内	が生じる。	市社済機維早旧 の経動の・復	の維 持・早	道路の 応急復 旧	有	
114		土木班	建設部	土木課	旧業務	道路橋梁河川護岸 等の被害調査、報 告及び復旧に関す ること。		2	直接執行			所管する公共土木施設の被害 状況を職員、業者、自主防災 会等から把握し、生命・財産に 危険がある箇所、通行規制、立 入禁止が必要な箇所及び二次 災害の恐れがある箇所等緊急 に対応する必要がある場合 に、速やかに必要な措置を講じ る。	自主防 災会	業者県	市民等・の身産が、財産の場合では、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本の	内		1週間以内	被災者の救助・救援 や緊急物資の輸送に 支障をきたし、被害の 拡大を招く恐れがあ る。	社会経	の維	公木市施応旧 共都画の復	有	
115		土木班	建設部	土木課	応急復 旧業務	防災協定締結業者 との連携・連絡を行 うこと	3	3 14	連絡調整	0		道路など公共土木施設の破損 状況などの巡回や応急措置を 防災協定締結業者に指示など を行う。	職員業者	職員業者	市民等・財産の場合の場合では、保証の場合では、保証の関係を表現である。	3時間以 内		6時間以 内	状況確認の遅れにより、住民の避難路の確保やインフラの復旧に支障が生じる。	市社済機維早旧 内会活能持期 の経動の・復	の維 持・早	公木市施応旧 土都画の復	<b>無</b>	

										<u> </u>	業務洗い出し			①業務	<u></u> 洗い出し			②目標の記	设定		非骨時	優先業務	スの公叛		
		<i>,,,</i>	<i>///</i>					+4h +at: 17+	災計画		執務地			U*13	<u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u>		[	目標の設定 		目標設定の理由	外市町町	俊儿未住	507万段	目標達成	
7	通し 番号	災害 策 本 部 名	災害 対策 本班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	編	章	業務 種別	半田病院 半田消防署	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手 時間	目標レベル (目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	のめ課有無	備考(特定の状況等)
1	16	复旧部	土木班	建設部	土木課	応急復 旧業務	樋門等の操作に関すること。 すること。	3	8	行			津波が想定される場合には、 半田港方面10箇所、亀崎港方 面8箇所、港湾河川の樋門等5 箇所に直ちに移動、閉鎖操作 を実施する。閉鎖後は安全な 避難箇所へ移動する。	消防団	市民等	市氏等・財産・財産・財産・保	内	津波が到達する前に開放している横門等を閉鎖する。	1時間以 内	津波被害による生命 の危機及び家屋等の 二次災害が生じる。	社会経 済活動	の維	木·都 市計画		夜間・休日の迅速な対応が課題である。今後は、県が半田港へ新しい堤防を設置し、操作箇所が減少することとなっているが、自動閉鎖化や遠隔操作化も任夜間・休日の操作職員体制が違うことから、配置体制の整備や、半田港水防団、半田消防団との連携を進めていく。
1	17	复旧部	土木班	建設部	土木課		浸水地域の排水対策に関すること	3		内部管理	0		大雨による浸水地区への土の う設置などを行い、被害拡大を 防ぐ。	業者	業者	市の身産護	内	浸水した地区の早期の対処により被害拡大を防ぐ。	6時間以 内	浸水地区が広がり床 下床上家屋が多く発 生して市民生活に支 障が生じる。	市社済機維早旧 の経動の・復	の維 持·早	浸水地 域の排 水処理	<b>無</b>	
1	18	复旧部	土木班		土木課経済課	応急復 旧業務	池沼、溜池等の溢水に関すること	3	9	内部管理	0		大雨によりため池などが溢れる ことによる、下流域の浸水被害 などの発生を防ぐ。	業者	業者	市民等・財産の場合の場合では、日本の保存の保存の保証の関係を表現しています。	内	溜池が溢れること を防ぎ下流域の家 屋への被害を防 ぐ。	内	溜池が溢れると下流 域の家屋や人命に被 害が生ずる。	社会経 済活動	の維	浸水地 域の排 水処理	無	
1	19	复旧部	土木班	建設部	土木課		急傾斜地崩壊危険 箇所の被害状況調査に関すること。		1	直接執行	0		市内に存する急傾斜地の被害 状況を職員、自主防災会、県に より確認し、市民の生命、家屋 等の被災の危険が生じる危険 箇所の把握及び緊急に対応が 必要な箇所の措置を講じる。	自主防 災会	県	市民等 の体・財 産の 様	以内		24時間 以内	斜面崩壊による生命 の危機及び家屋等の 二次災害が生じる。	社会経 済活動	の維	地崩壊 危険箇	無	
1	20	复旧部	土木班	建設部	市街地課	旧業務	区画整理地及び街路樹、公園緑地の被害調査、報告及び復旧に関すること。	4	2	直接執行			所轄する公共土木施設の被害 状況を職員、業者、自主防災 会等から把握し、生命・財産に 危険がある箇所、通行規制、立 入禁止が必要な箇所及び二次 災害の恐れがある箇所等緊急 に対応する必要がある場合 に、速やかに必要な措置を講じ る。	主防災 会	業者市民	市民等・ の身産護	以内	区画整理区域内 の道路、水道、下 水道などの生活基 盤を応急復旧す る。	15月以 内	被災者の救助・救援 や緊急物資の輸送に 支障をきたし、被害の 拡大を招く恐れがあ る。	社会経	の維 持·早	道路の 応急復 旧	無	

											Mr = C M			○ dt ===	wl 1 - 1			②目標の記	 设定		II 316 = E		- 1 de		
								1			業務洗い出し			①業務	先い出し I			目標の設定		目標設定の理由	非常時	優先業務	新の分類 T	目標達成	
通番	し 号 :	災害 対策 本部名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防	5災計画     章	業務種別	執 料 料田病院 料田病院	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	足のめ課の無	備考(特定の状況等)
12		旧部	土木班	建設部	都市計画課	務	街路樹、公園緑地 の被害調査、報告 及び復旧	4	2	直接執 行	0		所管する街路樹、公園緑地の被害状況を職員、管理業者から把握し、生命・財産に危険がある箇所及び二次災に対応するがあるる箇所及で高級に速やかに必要がある場合に、速やかに必要な措置を講じる。	業者	業者	市の身産護	内		1週間以 内	・倒木及び倒木の危険のある樹木を、2次、2次にはより、2次、災害に拡大する、物がの物ができた。、一般では、1、2次のがあるとにする。では、1、2次のがあるとともに、1、2次のができた。では、1、2次のができた。では、1、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、2、	社会経 済活動 機持・	の維 持·早	公木市施応旧土都画の復		半田市地域防災計画第3編第1 章で定める復旧部土木班の分掌 事項と重複
12		旧部	土木班	建設部	都市計		震災復興都市計画 に関すること			計画立案	0		(第1次建築制限) 大規模な面的被害が生じた基盤未整備の市 街地において、被災後、家屋等の建築物が応 急復旧することにより、以後の復興都市計画事 業に支障が生じることを防ぐため、発災から最 長2か月間、建築制限を行う。 「第2次建築制限 被災市街地の緊急かつ健全な復興を図るため、市街地開発事業等の決定等。市街地登 被害のための手法が請じられるまで、必要長 小限度の建築行為等の制限を行い、2か月以 内に都市復興基本計画(骨子案)の策定と公表、被災市街地復興推進地域の都市計画決定 (復興都市計画事業等の都市計画決定 1 また。6か月以内に都市復興基本計画を策 定、公表し、復興都市計画事業の都市計画決定 定を行う。	職員	市民	法令遵守		【第1年 (第1年 ) (第1	1ヶ月以 内	計画事業に支障が生	社会経 済活動	の維 持·早	公木市施応旧土都画の復		・半田市地域防災計画第3編第 1章で定める復旧部土木班の分 掌事項と重複 ・家屋被害概況調査に多数人員 が必要であり、建築課等、他課 からの動員が必要
12		旧部	下水道 班	水道部	下水道 課	応急復 旧業務	下水道施設の被害 調査、報告及び復 旧に関すること。	3	15	直接執行					業者 県	市民等・の身体・保	以内	排水ポンプ場を含めた雨水排水経路の機能確保。災害トイレますを含めた汚水経路の機能確保。 機能確保。	1週間以 内	雨水経路の機能に支 障が出た場合は降雨 等による浸水被害、 汚水経路の機能に支 障が出た場合は不衛 生な生活環康による 市民の健康に対する 被害を招く恐れがあ る。	社会経 済活能の 機持期復 早期復	の維 持・早	下水道 施設復 旧	有	
12		旧部	下水道 班	水道部	下水道課	応急復 旧業務	下水道施設の被害か所の復旧に関すること。	3	15	監理·監 督			所管する下水道施設の被害状 況を確認した後、その復旧工事 の最適業者を選定、手配し、被 害か所の機能回復を図る。			社会経 済活のの 機持持旧	1週間以内		1ヶ月以 内	下。工事個所の長期 占用等による周辺地	市社済機維早旧 の経動の・復 の経動の・復	の維 持·早	下水道施設復旧	有	
12		旧部	下水道 班	水道部	下水道課	務	汚水ます接続及び 宅内排水設備の検 査に関すること。	3	15	監理·監督			未接続世帯からの申請に基づき、ます設置、本管接続、宅内 き、ます設置、本管接続、宅内 排水設備の完了検査を実施す る。	業者		社会活機維持 ・ は が は 持 り に の 早 に の 早 に の り に り に り に り に り に り に り に り に り	内		1週間以 内	下。接続時期の遅れによる生活環境への	市社済機維早旧内会活能持期	の維 持·早	下水道 施設復 旧	<b>無</b>	

									<u> </u>	業務洗し	vШı			①業務》	牛八山口			②目標の記	设定		北帝吐	優先業務	ケの八海		
							T	ı						①未務//	元い出し		E	目標の設定		目標設定の理由	<b>非吊时</b>	変元未存	が万領	目標	
通し番号	災害 対策 本部 部名	災害 対策 本班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	編編	災計画 章	業務 種別	半		<u>所</u> その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手 時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
126	復旧部	建築班	建設部	建築課	旧業務	被災宅地、被災建 築物応急危険度判 定士の派遣に関す ること		16	直接執行	0			応急危険度判定士及び被災宅 地危険度判定士を招集し、危 険度判定を実施し、その危険 性の周知、余震等による二次 災害の防止を図る	県		市の身産護等命財	内	被害状況を把握 し、判定士の要請 を行う	1週間以 内	れがある	市の命体産護 民生・身財保 の は の は の は の は の は の の の の の の の の の	住宅の	住 住 定 急 度	無	
127	復旧部	建築班	建設部	建築課	応急復 旧業務	応急仮設住宅の建設に関すること	3	16	計画立案	0			住家の被害状況、被災地における住民の動向を把握し、建設用地の選定及び応急仮設住宅の設置を県に要請し、被災者の収容及び管理を行う	- 県			内	仮設住宅の必要 戸数を把握及び 建設用地の確保 を行い愛知県に設 置の依頼をする。	1週間以 内		市の命体産護 等 り財保	住宅の確保	仮宅設・の修理	無	
128	復旧部	建築班	建設部	建築課	応急復 旧業務	被災者の住宅の応急処理に関すること	3	16	直接執行	0			居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修するため、協定締結業者に依頼する	県			1週間以内		1週間以 内	がある	市の命体産護民生・身財保	住宅の	仮宅設宅急・の修理	<b>無</b>	
129	復旧部	建築班	建設部	建築課	応 協 業 務	市営住宅への一時入居	3	16	直接執行	0			るような対策を講じる	関係部局		身体・財産護		及び空家整備を行う	内		の命·体産護 生身財保 で	確保	宅の提 供	無 	
130	復旧部	建築班	建設部		通常業	市営住宅退去業務			直接執行			現地	市営住宅の退去手続き業務を 行う	市営住 宅 者		市の身産護 保 (関本・) ( ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	2週間以 内	事務用品、事務スペースの確保	2週間以内		市の命体産護	住宅の	市営供	無	

										િ	業務洗	. Д			①要致	<u></u> 洗い出し			②目標の記	<b>设定</b>		北帝時	原生要	際の分類		
	<b>.</b>							116.1-2-17-	- ((( = 1 i=i	1					①未伤:	元い山し T			目標の設定		目標設定の理由	非市时	俊元未生	労の万規	目標達成	
番	し 対号 本	泛害 対策 対部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防	章	業務 種別		出消	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手 時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	のた めの	備考(特定の状況等)
13		日部	建築班	建設部	建築課		市有建築物の応急 処理に関すること	. 4	2	案	0			緊急度の高いものから復旧に あたる。原型復旧にとどまら ず、必要な改良復旧を行う	関係部 局	業者	社済機維期 後動の早 日	内	被害状況を把握 し、改修の順位及 び改修方法につ いて決定する。	1週間以 内	社会活動機能の回復 までに時間を要するこ ととなる	続に必	庁舎・ 施持 維持	庁舎の 管機 機持	無	
13	策部	道対 <u></u>	上水道 班	水道部	上水道課	旧業務	基幹施設(配水池、 幹線等)の被害状 況把握と運転管理 の継続設の開設に制 すること。	3	111	直接執行			水道施 設	市民の生命や健康の維持に必要な給水を早期に再開するため、職員、業者で基幹施設の被害状況を把握するとともに、給水タンク車による応急給水を開始する。	業者自主防災会	県関係 (保保) (保保) (保保) (大な) (大な) (大な) (大な) (大な) (大な) (大な) (大な	の生命・	24時間以内	1人1日当たり30の 応急給水を行う。	3日以内	生命の維持に必要な 水量は、1人1日当た り30であり、生命の危 機に瀕する恐れがあ る。	の生	救援	応急給水の実施	有	
13	策部		上水道 班	水道部	上水道課	旧業務	配水幹線の応急復 旧、防災拠点施設 からの応急給水に 関すること。	3	15	直接執行			点施設	始する。	ど)  業者  日本水	県関係 (保保企業) (でである。 (では、) (でも、) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも) (でも	社済機維期 会活能・旧 日 日	3日以内	防災拠点施設からの応急給水を行う。(1人1日当たり202)	10日以 内	汚物の処理など、衛 生面や環境の悪化が 懸念される。	社会経 済活動	の維	確保	有	
13	策部	道対 五	上水道 班	水道部	上水道課	旧業務	配水本管の応急復 旧及び仮設給水管 からの応急給水に 関すること。	i	15	直接執行				市民の生活を支える業務を優先して実施しながら、社会活動を支える業務を再開するため、他都市、業者等応援隊の協力のもと、配水本管の応急復旧を開始し、消火栓などに設置した仮設給水栓からの応急給水を開始する。	業庁な ど) 業者 日本水	業庁な	社済機維期 会活能・持 ・日	10日以内	防災拠点施設からの応急給水と並行して、配水本管の仮設給水栓から給水を行う。(1人1日当たり1000)	3週間以 内	被災者の精神的苦痛が増大するとともに、社会活動の再開に支障をきたす恐れがある。	社会経 済活動	の維 持·早	確保	有	
13		務部 [	医療班	医務局	医務局	通常業 務	入院患者・外来患者の診療に関すること。			直接執行	0 0			医師・看護師・薬剤師・検査技師・放射線技師などの医療職を中心として、入院患者・外来患者の診療業務を継続的に実施する。	職員業者	市民等	の生命・	(中断が	的に可能であるこ	<ul><li>(中断が 許されな</li></ul>	災害拠点病院であ り、救命救急センター を有する病院である ため、通常24時間診 療を行っている。大き な施設被害等業務は 継続される。	の生 命・身 体・財 産の保	市民の健康福祉の維持		<b>無</b>	

											ᄱᄯᄀᄼᄾᄹ				(A) 4114 72 FT	<b>^4</b>			②目標の記	 设定			店业业。	# o / \		
								1		U T	業務洗り			I	①業務:	洗い出し <del>-</del>			目標の設定		目標設定の理由	非常時	∵慢先業績	务の分類 ┰	目標達成	
番	り、対号は本	泛害 対策 不部 不名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防編編	章	業務 種別	半	出消	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	のた めの	備考(特定の状況等)
13		务部	医療班	医務局	医務局	応急復 旧業務	入院患者・外来患 者の診療に関する こと。	3	1	直接執行	0 0			①災害における負傷患者の診療を実施する。 ②医療救護班の派遣に関する体制を整備する。 ③搬送が必要な患者の手続きを行う。 ④入院患者の継続的な診療を実施する。	点病院 近隣連 携病院		市民等・財産 のはない。 の保護	(中断が 許されな い)	可能な限り負傷者 等の救命救急処 置を行い、一人で も多くの市民等の 生命・身体 を図る。	1時間以 内	中心として活動してい	の生 命・身 体・財 産の保	市民の健康を			医師・看護師・診療材料・薬品・ 検査機器など、人的な面・物的な 面・設備的な面での充足状況に よって活動範囲と内容が左右さ れる。
13		<b>務部</b>	病院総	務局	事務理 (課課情理 医医管)	務	入院患者・外来患者の診療に関する業務のサポート。			直接執 行	0 0			病院の診療業務が継続的に実施できるようサポートする。	関係部 保養者		市の身産護	(中断が	をまねかない調整 を行 <b>う</b> 。	0時間 (中断が 許されな い)	災害拠点病院であ り、救命教院である ため、通常24時間 ため、通常24時間 を行うでいる。大き ながにでいる。大き なが、でいる。 を行う被害療 なが、でいる。 なが、でいる。 を を でいる。 を を でいる。 を を でいる。 を を でいる。 を を でいる。 を を でいる。 を を でいる。 を を でいる。 を を でいる。 を を でいる。 を を でいる。 を を は と は と は と は と は と は と は と と と と と	の生 命・身 体・財 産の保	市民の福祉・持		無 	
13			病院総務班	病院事 務局	事務局 (課課情理 医麼管 理室)	旧業務	入院患者・外来患 者の診療に関する 業務のサポート。	3	1	整整	0 0			①災害時における診療が滞りなく行えるよう支援をしていく。②診療状況の広報を実施する。 ③被災状況によっては施設管理上で必要な措置を実施する。	保健所 関係部 局 業者		市民等・財の身産護	(中断が	診療業務の停滞 をまねかないよう 調整を行う。		機会が奪われる。	命・身は一角をは、中の一角をは、中の一角をできます。	社の維持			
13		务部 :	病院総	務局	事務局 (管: (課課情理 (課課情報 (課課 (課課 (課課 (課課 (報報) (課課 (報報) (報報) (報報	応急復 旧業務	災害対策本部の設置・運営に関すること。			その他	0 0			②診療可否の判断をする。 ③患者の受入・搬送を決定する。		局	市民等 の身体・財 の保 護	(中断が 許されな い)	可能な限り負傷者 等の救命教急処 置を行い、一人で も多くの市民等の 生のるための判断 と調整を行う。	1時間以 内	災害拠点病院であることから災害医療の中心として活動していくことが不可欠である。実施できない場合は、地域の医療活動において混乱した状況となる。	業続要勢保 の態確 保	災策本設 の置営 営	災害対策本部の運営	有	本部要員となる人員の確保ができるかどうかに、活動状況が左右される。
14		务部 :	病院総務班	務局	事務局 (管理 課: (課課: (課課: (課報室)	旧業務	病院の建物・設備 及び物品の保全管 理に関すること。	4	2	直接執 行	0			①被災状況の確認を行う。 ②必要な施設の応急修繕を行う。 ③診療機材、燃料等の物品発 注業務を行う。	関係部 局 業者	局	社会経 済機能の早 機持・旧	内	最低限度のレベ ルでの医療活動 に支障が生じない 状況。	3時間以 内	診療を受けるための	業続要勢保 務になの 保	庁舎・ 施持 維持	庁舎・の 管機 機持	有	

										<u> </u>		r vili i			<b>→ ₩ 7</b> ⁄⁄	24-13-11-1			②目標の記	设定		-11-245.n+	百 牛 米;	W 0 1) **		
										<u> </u>	業務洗			T	①耒務:	洗い出し T			目標の設定		目標設定の理由	非吊時		務の分類 ┰	目標達成	
番	災対本部	注害  策  注部  3名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防	章	業務種別		執 半田消防署	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務依存先	業務 提供先	視点	着手 時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	のための	備考(特定の状況等)
1 4		务部 :	病院総 務班	務局	事務局 (課·医 (課· (課: (課: (課: (報室)	務	電子カルテによる 医療情報処理及び 管理に関すること。	κ		直接執行	0 0			病院の診療業務に関する電子 カルテが安定的に運用できるようサポートする。			市民等 の体・財 の体・保 護	24時間以内	電子カルテによる診療処理ができる。	3日以内	患者の診療情報が利 用できないことによる 診療における不利益 は計り知れない。	業続要勢保 郷必態確	情報システム	その他を情がある。	有	
1 4			教育総 務·給食 班		学校教育	応急復 旧業務	炊き出し、その他に よる食料品の調達 及び給与に関する こと。		10	その他			学校給 食セン ター	ら炊き出しを実施できる見込。	調託給送ボ委者	業務提供先	その他	3日以内	災害用煮炊き釜を 導入され、食料や 飲料水の確保とと もに、作業員がい れば、炊き出しは 早期に可能とな る。	3日以内	炊き出し施設としての 役割を果たせなくなる。	市の命体産護	救援	食料の供給	有	
1 4			教育総務・給食班		学校教 育	旧業務	り災児童・生徒に 対する学用品等の 調達及び給与に関 すること		22	直接執行	0			関係部局と調整し、教科書、文房具及び通学用品の調達を行う。	関係部 局業者	学校 児童生	市の身産護等命財保	1週間以内	対象となる児童生徒数をり災害となり、海となり、海となり、海とは、海とのでは、東京では、東京では、東京ではないがでは、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京	1ヶ月以 内	授業の再開に影響が及ぶ。	市の命体を護	教育のの開開	被災児童・生の支援	a la	
1 4		育部	教育総 務·給食 班	教育部	学校教 育	応急復 旧業務	学校等に対する連絡及び指示に関すること	3	22	内部管理	0		員会	・被害状況等を把握し、状況に応じて臨時休校(園)の措置を講じる。	職員	各小中学校各園	法令遵 守	6時間以内		6時間以 内		市の命体産護	教育の再開	被 ・ ・ な 接 を 援	無	
1 4		育部	教育総 務·給食 班	教育部	学校教	応急復 旧業務	学校等に対する連絡及び指示に関す ること	3	22	内部管 理	0		員会	・児童生徒、園児の安否確認、被災状況及び施設の被災状況及び施設の被災状況、安全性を確認したうえで、応急教育実施に向けた体制、環境を整備する。	局	学校 各園	市の身産護 民生体の保 (重要の)	1週間以内	・全児童生徒、園 児の安否把握 ・応急教育の実施 に向けた体制、環 境づくりを整備す る。	1ヶ月以 内	響が及ぶ。	市の命体産護	教育の 早期 開	被災児 ・生 ・ ・ ・ ・ で 援	無	

									<u> </u>	業務洗し	\Ш1			①要数	<u></u> 洗い出し			②目標の記	<b>设定</b>		北帝時	原土 学系	の分類		
							Lil I bet	ı <del></del> [	<u> </u>				Г	①未/37/	元い山し I		E	目標の設定		目標設定の理由	非市时		がの刀類	目標達成	
通( 番 <sup>5</sup>	災害 対策 本部 部名	災害 対部 班名	部局等名	課名	業務区分	業務名	地域防編	章	業務 種別	半田店店店	務半田消防署	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手 時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	足のめ課の無の無	備考(特定の状況等)
146	教育部	教育総 務·給食 班		学校教育課	旧業務	所管する学校施設 の被害調査、報告 及び復旧に関する こと		22	直接執	0			所管する学校施設からの被害 状況の報告を受け、その状況 を調査、把握し、必要に応じて 施設の応急修理を行う。	局	局 業者		以内	施設の被害状況 を調査・把握し、危 険度関判を見知 に実施する。また 被害状況が応急 が場合は 修を行う。	内	は避難所にも指定されているため、施設の倒壊等による二次災害が発生し、被害	の生 命 身	教育の 早期 開	学校施再 建・修 理	有	
1 47	教育部	教育総務・給食班	教育部	学校教育	旧業務	所管する学校施設 の被害調査、報告 及び復旧に関する こと	3	22	直接執行	0			所管する学校施設からの被害 状況の報告を受け、その状況 を調査、把握し、必要に応じて 施設の応急修理を行う。	局	局 業者	市の身産護	以内	施設の被害状況 を調査・把握し、危 険度判断を早期 に実施する。また 被害状況応急補 修を行う。	1週間以内	は避難所にも指定されているため、施設の倒壊等による二次 災害が発生し、被害	市の命体産護等・身財保	教育の再開	学校施再 建・修 理	有	
1 48	教育部	教育総務・給食班				学校給食の衛生管理に関すること。			内部管 理			学校給食センター	施設・設備の整備及び衛生管理の徹底によって衛生上の危害の発生を未然に防止する。	保健所	児童、生徒	法令遵守	内		1ヶ月以 内		市の命体産護	教育の用開	学校給の再開	無	
149	教育部	教育総務・給食	教育部	学育課	通常業 務	学校給食の献立及 び栄養に関するこ と。			内部管理			食セン	・献立立案 ・望ましい栄養水準に対する現実の食生活の遅れを補う。	職員者	児童、生徒		内	調達可能な物資 の確認を行い、提 供可能な献立を立 案する。	1ヶ月以 内		市の命体産護民生・・・ののの体産護	教育の再開	学校給再開	無	
150	教育部	教育総食班	教育部		務	学校給食に必要な物資の購入に関すること。			内部管理			学校給 食セン ター	学校給食に使用する安心安全 な食材料の購入	入登録	物資購入登録業者		2週間以 内		1ヶ月以 内		市の命体産護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	教育の再 開 開	学校給再開	有	

										<u> </u>	業務洗い出し			①要数	<u></u> 洗い出し			②目標の認	定		北兴吐	優先業務	スの八兆		
	,,,	,_	<i>,,,</i> <del>, ,</del>					14h +=#: 17+	-<<: =1 m					①未務.	元い出し T		[ [	目標の設定		目標設定の理由	<b>非吊时</b>		が万領	目標達成	
番	し 号 本	注 注 注 注 記 名	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	編	5災計画     章	業務種別	執務 半田病院 本庁 下	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	たの題有無	備考(特定の状況等)
15		育部 :	教育総 務·給食 班	教育部	学校教育課	通常業務	学校給食の調理及び配送に関すること。			連絡調整		学校給 食セン ター		委託 業 者電道・ガ は・ガ 会社	児童、生 徒	社済機維 接動の早 旧	内	電気・ガス・水道 等のインフラが整 備され、施設・設 備の安全点検・応 急復旧後に実施。	1ヶ月以 内		市の命体産護等・・・・のの・・・・・のの・・・・のという。	教育の再開	学校給 開	有	
15			教育総 務:給食 班	教育部	学校課	通常業 務	学校給食センター の施設及び設備に 関すること。	4	2	その他			学校給食センター施設及び設 備の整備	業者	業者	その他	内		1ヶ月以 内		続に必	庁舎・   施持	   庁施管機持   株	有	
15	3		教育総 務·給食 班	教育部	学校教	応急復 旧業務	所管する施設の被 害調査、報告及び 復旧に関すること	4	2	直接執行	0		所管する施設からの被害状況 の報告を受け、その状況を調 査、把握し、必要に応じて施設 の応急修理を行う。	局	関係部局 業者	市民等・の生命・財産護	12時間以内	施設の被害状況を調査・把握し、危険度判断を早期に実施する。また、実施する。また、大きに実った。またである。またでは、では、できないでは、できないでは、できないでは、できないできない。	24時間 以内	所管する施設の多く は避難所にも指定されているため、施設 の倒壊等によること 災害が発生し、被 の拡大を招く恐れが ある。	要な態	庁舎・ 施設の 維持	庁施管機持	<b>#</b>	
15		部	学校班	各小中学校	各小中学校	応急復 旧業務	児童生徒の避難指 導及び応急教育に 関すること	3	22	直接執行		学校	学校施設の被災及び児童生徒の被災により長期間にわたり授業等が中断することを避けるため、応急な教育施設の確保、応急教育実施に向けた体制を早期に確立し、児童生徒の学力に影響が出ないよう速やかに授業を再開する。	局	学校 児童生	の生命・	内	児童生徒に対する 応急教育の実施。 ※ただし津波等に より被災状況が各 校により異なるため、個別の対応が 必要となる。	内	授業が長期間にわた り再開できない場合 は、児童生徒の学力 に影響が出る恐れが ある。	の生	教育の早期開	被童徒支援	有	
15		育部 -		各小中 字答幼稚 園	学校	応 旧 業 務	各学校、各園の被 害調査及び報告に 関すること	3	17	直接執行		学校 各幼稚	否確認、避難状況、学校(園)	局	局	市の 事 事 事 の 身 産 護		児童生徒、園児、 教職員全員の安 否、被災状況等を 把握し、市教委に 報告。	1ヶ月以 内	安否確認ができない児童生徒、園児、教職員については、関係機関に救助・捜索を依頼する必要があるため。	要な態 勢の確	災策の置営 害本設 運	被事情収 集・広 報	無	

									T	業務洗し	<b>у</b> #П			①業数	洗い出し			②目標の記	没定		非常時	原生要3	多の分類		
							1						Г	①未伤.	ло-ше		Į.	目標の設定		目標設定の理由	か市町	俊儿未1	カリカ 規	目標達成	
通し番号	災害 対策 本部 部名	災害 対策 本班名	部局等名	課名	業務区分	業務名	地域防	災計画     章	業務種別	半		易所 その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
156	消防部	消防総務班	知部事合	総務課	通常業 務	半田斎場に関すること。	3	13	連絡調整			場	災害により死亡したと思われる 者は、速やかに収容し、所要の 処置をした後、火葬する。	局	市民 関係部 局	その他	許されな	火葬し、待ち時間	0時間 (中断が 許されな い)	火葬炉燃料のガスの 供給遮断及びガスに 変わる灯油の不足。 また、遺体が多く火葬 が間に合わない恐れ がある。	の生 命 身 体 財	生活環境の維持	遺体搬送·収容	無	
157	消防部	消防総務班	知多 多 多 以 多 数 多 数 数 数 数 数 数 数 8 6	総務課		消防地震対策本音 の設置	B		直接執行		0		災害対策室に必要機器を配置 し、災害状況の把握及び情報 の収集伝達を行う。	各署所	各署所	その他	(中断が 許されな い)	災害状況を参集 職員や防災情報	0時間 (中断が 許されな い)	れがある。	続に必 要な態	災害対部 の置・運 営	災害対 策本部 の運営	無	
158	消防部	消防総務班	知部事合	総務課	応急復 旧業務	関係機関との連絡及び応援消防機関の受入れに関すること。	目	1	連絡調整		0	現地	地適所に派遣する。	局 緊急消 防援 隊災害		身体 財 産の保		応援消防機関(緊急消防援助隊等)を速やかに受け入れた後、各隊を適所に配置し、活動を速やかに実施させる。	8時間以 内	火災の拡大、被災者 の救助に支障をきた し、被害の拡大を招く 恐れがある。	要な態	災害対部 の置営	渉外対応	無	
159	消防部	消防総務班	知多古城組	総務課	通常業 務	災害時当番職員の 家族の安否確認に 関すること。	D =		直接執行		0		総務課員にて電話を使用し、安 否確認を行う。また、状況に よっては直接自宅に行く。	総務課員	当組合職員	その他	内		24時間 以内	職員の活動時の精神 的不安はもとより、消 防業務の継続に支障 をきたす。	続に必	組織機能の維持	職員の金額を	無	
160	消防部	消防総務班	知 多 広 務 名	総務課	応急復旧業務	災害活動用品の資材確保、配布に関すること。	3	1	連絡調整		0	現地	各署所へ不足している災害活動用資器材等の配布を行う。	員 調達業	各署所 半場 お育っセン ター	その他		資器材の不足で 活動が出来なくな ることが無いよう 配布を行う。	24時間 以内	火災の拡大、被災者 の救助に支障をきた し、被害の拡大を招く 恐れがある。	業続要勢保 総必態確	組織機能の維持	組織運営	無	

																				②目標の記	)定		l				
											1)	業務洗し				①業務法	洗い出し			目標の設定	\ <u>\</u>	目標設定の理由	非常時	優先業剤	务の分類 -	目標	
通番	以対 本部	泛害 対策 お部 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	災害 対策 本部 班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名		編	<u> </u>	業務 種別	半	熟 料田消防署	<u></u> その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル (目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
16		坊部	消防総 務班	知多中部広路	総務課	応急復 旧業務	貸与品及び食物調達に関するこ	料の こと。		連 整	絡調		_		る署所に配布を行う。	員 調達業 者	各半場 指令 セン ター	その他	6時間以内		6時間以 内	火災の拡大、被災者 の救助に支障をきた し、被害の拡大を招く 恐れがある。	続に必	組織機能の維持	組織運営	無	
16			消防総 務班	知多中域組	総務課	通常業務	公務災害に関こと。	する		直 行	接執		0		公務災害となる事案を各署所から収集する。	員	各署田 場合 セン ター	その他	1時間以内		1時間以 内	後日、認定申請時に 事案内容が分からな く、申請できない恐れ がある。	続に必	組織機能の維持	組織運営	無	
16		<b>防部</b>	消防総 務班	知部事合	総務課	通常業務	署所庁舎等のおおいに関するこ	被害 こと。	4	2 直持	接執		0		3署所(1本部、2出張所)から 庁舎等の被害を報告させ、速 やかに必要な措置を講じる。 来庁舎の身体の安全確保、出 火防災の措置	半田斎 場 指令セン	半田斎 場	その他	(中断が 許されな	を図るとともに資 器材等の状況確	0時間 (中断が 許されな い)	消防業務の継続に支障をきたす。	業務と 業務を なのの 保	庁・一会・の	庁舎設理・ 機持	無	
16		坊部	消防予防班	知部事合	予防課	務	危険物施設等 認可事務に関 こと。	の許する			認可		0		市民からの申請等を受理し、速やかに審査して許認可をする。	職員	関係部 局	市の身体・財産の場合である。	1週間以 内	危険物施設の変 更許可申請・廃止 届出書を速やか に処理し、施設の 安全を図る。	2週間以 内	活動隊への人員増強により、通常事務が出来ない恐れがある。	市社済機維早旧の経動の・復	能の維	<b>許認可</b> 事務	<b>無</b>	
16		防部	消防予防班	知部事合	予防課	応急復 旧業務	災害情報の収: 関すること。	集に	3	1 内语 理	部管		0		参集職員からの情報及び指令 センター並びに防災情報配信 システム等から災害情報を収 集し、整理する。	当組合 職員 指令セン	局 当組合	市の身産護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	許されな	災害情報をまとめ、対策本部を報うでは、対策本部情報を表しています。 対談員に情報提供し、有効適切な指揮・活動を行う。	1時間以 内	火災の拡大、被災者 の救助に支障をきた し、被害の拡大を招く 恐れがある。	業務継 終になの 保	災策の置営 宇本設 運	被害情収集·広報	<b>#</b>	

																Sel			②目標の記	 设定		II M =4				
								1		(1)	業務洗し			1	①業務:	洗い出し			目標の設定		目標設定の理由	非常時	慢先業績	務の分類 ━━━	目標	
番	し号 き	泛 宇 宗 宗 部 名	災害 対策 本部 班名	部局等名	課名	業務区分	業務名	地域防編編		業務種別	*	執 半田消防署	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務 依存先	業務 提供先	視点	着手時間	目標レベル(目標とする状況)	目標 時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
16		防部	消防予 防班	知多中域組	予防課	応急復 旧業務	災害現場の広報に 関すること。			直接執行		0			局 当組合 職員 指令セン ター	局 当組合	産の保	(中断が	災害現場での広 報により被害の軽 減を図る。	1時間以 内	市内全域に情報伝達が出来ない恐れがある。	業続要勢保 務になの 保	災害本設 電営 営	被害情収集報	無	
16			消防予防班	知部事合	予防課	旧業務	被害状況の調査、 集計及び報告に関 すること。(危険物 取扱事業所の被害 調査含む)		1	内部管理		0	現地	消防地震対策本部において被害状況を収集し、集計する。	局 当組合 職員 指令セン ター	関局当職指令 部 合 セ 団	その他	(中断が 許されな い)	災害事案の集計 を順次実施し、状 況報告が速やか に実施できるよう にする。	1時間以 内	事案が輻輳し、また、 人員不足から処理 (集計)できない恐れ がある。	続に必	策本部 の設	被害情報の広 集報	<b>無</b>	
16		防部	消防·救急班	知部事合	消防課	務	消防・救助・水防に関すること。	3	1	直接執行		0	現地	火災の鎮圧、人命救助、行方 不明者の捜索、津波からの避 難誘導を行う。	局 当組合 職員 指令セン ター	局 当組合	市の身産護	(中断が  許されな	消防部として火災の鎮圧を最優先に実施し、被害の軽減を図る。	1時間以 内	し、被害の拡大を招く  恐れがある。	の生	救援	援	<b>無</b>	
16		防部	消防·救 急班	知部事務合	消防課	通常業 務	消防団の活動に関すること。	3	1	直接執行		0	現地	消火・救助・救急・避難・広報等 について消防団に指示を行い、 迅速有効な活動を行う。		各署所	の生命・	許されな  い)	消防団と協力することによって、1事案に時間をかけることなく速やかに転戦を行う。	1時間以 内	火災の拡大、被災者 の救助に支障をきた し、被害の拡大を招く 恐れがある。	市民等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	救援	避難支援	無 無	
17		防部	消防·救 急班	知部事合	消防課	応急復 旧業務	行方不明者等の捜索に関すること。	3	1	直接執行		0	現地	消防地震対策消本部からの指示により、行方不明者等の捜索を行う。			市の身産護 保保 (基本・財産)	(中断が	災害から三日間 以内に救助検索 を終了したい。	3日以内		市の命体産護	救援	避難支援	無	

											· 사내 구선 사나 .				<b>△₩. 7</b> 5.	<b>&gt;4</b>			②目標の記	 殳定		-11- M4 n+	<b>店 止 业</b> :	7t o / \*T		
								1			業務洗し			T	①耒務》	洗い出し 		Į.	目標の設定		目標設定の理由	非吊時		務の分類 ┰	目標達成	
番	10号 20 音	泛害 対策 本部名	災害 対策 本班名	部局 等名	課名	業務区分	業務名	地域防 編	章	業務種別	半	執 半田消防署	その他	業務活動 (業務のプロセス)	業務依存先	業務 提供先	視点	着手 時間	目標レベル(目標とする状況)	目標時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標と する状況)」に到達し なかった場合	基本方針	大項目	中項目	足のめ課の無の無	備考(特定の状況等)
17		防部	急班	知部事合	消防課	応急復 旧業務	り災地の警備に関すること。	3	1	直接執行		_		り災地の保安の確保のため関係機関と協力し、警戒・警備にあたる。		局	市民等の の は の は の 保 護	0時間 (中断が 許されな い)	る。	3日以内	火災の再燃、盗難等 が発生する恐れがあ る。	市の命体産護	救援	避難支援	無	
17			消防·救 急班	知多中域部系统	消防課		リ災証明の発行に 関すること。			直接執 行		0		リ災証明申請を速やかに審査 し発行する。	職員	関係部 局	市民等の生命・財産の場合の保護	内	市民からのり災証明申請を速やかに処理する。	2週間以 内		市の命体産護	被災者支援	り災証明	無 無	
17		防部	消防·救 急班	知部事合	消防課	通常業 務	非常招集に関すること。			直接執行		0		電子メール及び消防無線により非常招集を行う。		当組合職員	その他	<ul><li>(中断が 許されな</li></ul>	災害事案多数発生に伴い、いち早く職員を招集する。	0時間 (中断が 許されな い)	火災の拡大、被災者 の救助に支障をきた し、被害の拡大を招く 恐れがある。	業続要勢保 終心態確	組織機能の維持	職員の参安部	##	
17		防部	消防·救 急班	知部事合 多広務	救急課	通常業 務	救急に関すること。	3	1	直接執行					職員	関係部 局	産の保護	(1)	医療機関へ搬送する。			体・財産の保護	<del>持</del>			
17		防部	消防通信班	部広域 事務組	知域指ン ター ・	務	関係機関との情報伝達に関すること			直接執行			ター	5市5町の災害情報配信システム等から近隣の情報を収集し、 情報提供を行う。	指令センター職員	関係部 局	の生命・	O時間 (中断が 許されな い)	各種情報を知多 半島レベルで把握 し、情報提供でき るようにする。	0時間 (中断が 許されな い)	初期においては、各種災害時案が輻輳し、119番通報の受理とその情報伝達のみとなる恐れがある。	要な態 勢の確	災害本設 の置・運 営	被害情収 ・広 報	<b>無</b>	

																					②目標の	設宁						
	A 7										1	業務洗	い出し	,			①業務	洗い出し			<u> </u>	以汇	目標設定の理師	非常日	寺優先業績	務の分類	目標	
通番		災害 対策 本部 部名	災対 本班名	部局等名	課名		<b>莱</b> 拉	<b>务名</b>	地域防編	5災計画 章	- - - 業務		執 半田消防署	易所 その他	(業務の	務活動 Dプロセス)	業務依存先			着手時間	目標レベル (目標とする状況)	時間	「目標時間」までに 「目標レベル(目標 する状況)」に到達 なかった場合	と基本		中項目	達のめ課の無	備考(特定の状況等)
17	76	f防部   	消防通信班	知多中域 部本	知多が域情である。	通常	€   災害情報 び出動命: ること。	の受理及令に関す			直接執 行			指令センター	/ 119番通報を 震対策本部に はこれを受理 をする。	・受理後、消防地 ・連絡する。本部 し、出動等の判断	指タ消震本や職地策員	各署所	産の保護	(1)	輻輳するであろう 災害事を短い 災害受悪に 関で で 対策 で する。	(1)	火災の拡大、被災の救助に支障をきい、被害の拡大を行る。 の対象を行った。 というでは、被害の拡大を行る。	勢の確保	能の維持	職の金田のの一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番		
17		<b>新</b>	消防通信班	知多中域和	知多原域消除	7	通信統制	に関する	3	1	直接執 行			指令センター	/ 無線等が輻射 を図る。	<b>もしないように統制</b>	指令センター職員	各署所	市の身産護	0時間 (中断が 計されな い)	各出動隊の無線 運用を監視し、場 合によっては統制 をかける。	0時間 (中断が 許されない)	指令センターが多の119番通報のたいニック状態となるれがある。	数 業務総の 機能の 機能の 機能の 機能の 機能の 機能の 機能の 機能の 機能の 機能	組織機能	組織運営	無	